

北見信用金庫の現況
2022

2021年4月1日～2022年3月31日

【情報編】

KITAMI SHINKIN BANK REPORT

北見信用金庫

CONTENTS

「情報編」

●当金庫の概要	1
●ごあいさつ	2
●経営理念・経営方針	3
●リスク管理体制・法令等遵守体制	4
●当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要	5
●反社会的勢力に対する基本方針・個人情報保護宣言	6
●事業の概況	7
●健全性について	8
●不良債権の状況	9
●地域社会と北見信用金庫	11
●主な商品のご案内	21
●おすすめサービス・手数料	22
●総代会制度	23
●役員・組織図	25
●会計監査人	25
●店舗案内・ATM設置案内	26

当金庫の概要 (2022年3月31日現在)



本店▲

名 称	北見信用金庫
本店所在地	北見市大通東1丁目2番地1
創 立	1930年11月14日
出 資 金	11億50百万円
会 員 数	24,018人
預 金 量	5,613億11百万円
貸 出 金	1,835億69百万円
店 舗 数	28店舗
常勤従業員数	275人

「資料編」のご案内

信用金庫法第89条に基づいて作成した「資料編」は、当金庫ホームページにて公開しております。
http://www.shinkin.co.jp/kitami/disclosure/disc_current.html



ごあいさつ



皆さまには、平素より北見信用金庫に対しまして格別のご愛顧、お引き立てを賜り、心よりお礼申し上げます。

当金庫は、地域金融機関として地域社会の発展・繁栄にたゆまぬ努力を重ね、地元の皆さまとともに歩んで参りました。

おかげさまで今日がありますのも、ひとえに皆さまからの温かいご支援の賜物と深く感謝しております。

さて、2021年度のが国経済は、年度当初から新型コロナウイルス感染拡大の勢いが止まりませんでした。第3四半期に入り、緊急事態宣言が解除された後も新規感染者数が低位で推移し、飲食業、宿泊業をはじめとして経済活動の再開が進み、実質GDPはコロナ危機前と同水準まで回復しました。しかし、第4四半期に入り、オミクロン株の流行により新規感染者数が急増し、まん延防止等重点措置が適用されたことから消費が停滞しました。さらにロシアのウクライナ侵攻によりエネルギー価格が上昇し、国内の経済活動の下押し圧力となりました。金融界においては、日本銀行は引き続き「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を実施しており、預金・貸出金金利を含めた各種金利はきわめて低い水準で推移しました。コロナ禍の収束への道筋は不透明であり、当分の間は現状の超緩和的な金融政策が継続される公算が大きいと考えます。

海外情勢に目を転じますと、米国においては、長期化するサプライ・チェーンの停滞や物価上昇が景気の下押し圧力となりましたが、雇用・所得環境の改善により回復基調を維持しました。経済が良好に推移しており、賃金上昇や堅調な内需がインフレ圧力となっていることから、当面は利上げを進めていくとみられます。ただし、ロシアのウクライナ侵攻の今後の展開によっては、金融政策の正常化が遅れることも考えられます。ユーロ圏においては、ワクチンの普及を背景に、デジタルCOVID証明書を活用して感染対策と経済活動を両立し、経済の回復基調を維持しました。しかし、ユーロ圏はロシアとの経済的な結びつきが強いため、ロシアのウクライナ侵攻の影響は他国と比べて大きく、特にエネルギー供給の不安定化や価格の上昇は企業活動・消費ともに深刻な影響を与える可能性があります。中国においては、不動産市場の停滞や電力不足等から成長が減速しました。中国政府による不動産企業の資金調達基準の厳格化により、不動産開発会社の信用不安が高まりました。中国は、日米欧が主導するロシアへの経済制裁には追随せず、正常な貿易取引を継続する姿勢を示しており、ロシアにとってエネルギー資源の安定的な輸出先としての重要性が高まるとともに、中国にとってもエネルギー資源の調達力向上が見込まれますが、経済成長率を押し上げる効果は限定的とみられます。

わが国経済の展望につきましては、定期的なワクチンの接種、医療供給体制の強化により、感染がピークアウトすれば、経済活動の正常化に伴う雇用・所得環境の改善が期待されます。ただし、新型コロナウイルスの新たな変異株が出現していることや、半導体等の供給不足に加え、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の上昇、世界的なサプライ・チェーンの停滞等が、経済活動の抑制要因となることが懸念されます。

当地域の経済におきましても、少子高齢化といった構造的要因にともなう中小企業の減少に加え、コロナ禍による経済活動の停滞、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー価格の上昇により、地域経済が回復するには、今しばらく時間を要するものと推察します。

金融環境が激しく変化する中で、お取引先の皆さまに北見信用金庫の経営状況を十分にご理解いただきたく、「北見信用金庫の現況2022」を作成いたしました。

これからもより一層の経営体質の強化を図り、地域経済発展にさらなる貢献ができるよう、役員一丸となって取組んで参ります。

今後とも変わらぬご支援と一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2022年7月

理事長 片山 隆文

経営理念・経営方針

経営理念・経営方針

〔経営理念〕

当金庫が昭和5年(1930年)の創立以来、92年の歴史を通じて一貫して持ち続けてきたことは、「地域の皆さまとともに歩み、地域社会の発展・繁栄に貢献する」ということでもあります。

この「地域社会との共生」という理念を強く認識し、協同組織金融機関としての社会的役割を果たすべく業務に邁進してきた結果、皆さまからの『信用』というかけがえのない財産を築くことができたものと確信しております。

今後も当金庫が地域金融機関として社会に貢献していくためにすべきことは、信用金庫経営の不変の原点である「地域社会との共生」と「中小小規模企業の支援、育成」の姿勢と信念を常に持ち続け、地域の発展・繁栄を願う皆さまとともに、「使命共同体」というかたちで地域に根差し、価値のある金融機関として役割を果たしていくことであると認識いたしております。

北見信用金庫は、『信用』という大きな財産を基礎に、激変する時代に適応する地域金融機関として、更なる健全経営に邁進してまいります。

中期経営計画

“きたしん ADVANCE to CENTURY STAGEⅢ”

～課題解決のための支援力を強化し地域創生に貢献する～

2021年4月～2024年3月

基本理念

地域金融機関として地域の発展にいかに関与するかを常に考え行動することが当金庫に課せられた使命である。我々北見信用金庫人の夢とはお取引先の夢を実現することである。お取引先企業の夢とは創業そして永続的発展であり、個人においてはライフステージそれぞれにおけるニーズである。そして、これにコミット(かかわり合う)し、実現することが我々の夢である。

この夢を単なる夢に終わらせることなく、実現に向けて全役職員が価値観を共有し、チャレンジしていく。

地域社会の活性化、持続的発展可能な地域づくりへの貢献

I. 課題解決型金融の強化

- ◆ 中小企業者に対する本業支援の実践
- ◆ 地域創生・活性化への積極的な参画
- ◆ 職員の支援力発揮

II. 経営力の強化

- ◆ 収益力の強化
- ◆ 生産性・効率性の追求
- ◆ 職員総活躍体制の構築

III. コンプライアンス態勢・内部管理態勢の強化

- ◆ コンプライアンス態勢の強化
- ◆ 内部管理態勢の強化
- ◆ 法令・制度改正等への対応

重点施策

① 課題解決型金融の強化

(1) 中小企業者に対する本業支援

- ① 中小企業者の実態把握
- ② 資金繰り改善への取組み
- ③ 経営改善・事業再生支援
- ④ 事業承継・MSA支援
- ⑤ 創業・第2創業支援
- ⑥ ビジネスマッチング支援
- ⑦ 人材育成、人材マッチング支援
- ⑧ 補助金、助成金、計画等の申請支援
- ⑨ 情報提供、各種セミナー開催

(2) 地域創生・活性化への積極的な参画

- ① 地域創生・活性化に向けた取組強化
- ② 営業店と本部における地域創生に向けた方針の共有
- ③ 地域資源の地産地消、地産他消に向けた支援

② 経営力の強化

(1) ガバナンスの強化

(2) 収益力の強化

- ① 資金利益の向上
- ② 効率的な有価証券ポートフォリオの構築
- ③ 役務取引、各種手数料の拡充

(3) 生産性・効率性の追求

- ① 店舗・ATMネットワークの最適化

②. チャンネル戦略の検討

- ③ 営業推進態勢の再構築
- ④ ローコストオペレーション
- ⑤ 金融DX・IT化の推進

(4) 自己資本の適切なコントロール

(5) 「顧客本位の業務運営」への取組み

(6) 職員総活躍体制の構築

- ① 職員の支援力強化
- ② 働き方改革の推進
- ③ ダイバーシティの推進

③ コンプライアンス態勢・内部管理態勢の強化

(1) コンプライアンス態勢の強化

- ① コンプライアンス風土の醸成及び違反防止の強化
- ② 不祥事件の撲滅と再発防止策の徹底
- ③ 公益通報制度、ハラスメント相談窓口の周知及び啓蒙
- ④ 金融犯罪、マネーロンダリング等防止の確実な実施
- ⑤ 利用者保護管理の充実

(2) 内部管理態勢の強化

- ① リスク管理態勢の強化
- ② サイバーセキュリティ管理態勢の強化
- ③ 自店内検査の実効性強化

(3) 法令・制度改正等への対応

- ① 法令改正等への対応
- ② 制度改正等への対応

リスク管理体制・法令等遵守体制

リスク管理体制・法令等遵守体制

リスク管理の体制

当金庫は金庫の業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備を定めた「内部管理基本方針」を策定しております。

リスク管理の高度化が求められる中、この「内部管理基本方針」に基づき「統合的リスク管理態勢」を策定し統合的リスク管理の基本フレーム(基本方針)及び運用体制を定めております。

さらに、「統合的リスク管理規程」において管理対象リスク、管理体制、要領・権限、リスク限度枠、新たなリスクの対応、管理不可能なリスクが存在する場合の対応、報告体制を定めております。

リスクに見合った十分な自己資本の確保、及び正確な自己資本比率算定のための態勢整備を行っております。

リスクカテゴリー毎の管理は以下のとおりです。

●信用リスク管理

信用リスクとは、「信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク」のことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」に基づく厳格な審査体制を構築、貸出審査の独立性を確保しております。

さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じたお取引先の経営内容の改善に取組み、信用リスクの軽減を図っております。

貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。

また、資産の正確な自己査定を行うための態勢整備を行っております。

●市場リスク管理

市場リスクとは金利、為替、株式等のさまざまな市場の動きにより、資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクで「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」からなります。

方針・規程に基づき市場リスクの特定・評価、モニタリング、検証・見直しに努めております。

また、常勤理事及び部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、資産・負債の総合管理(ALM)を協議しております。

さらに、「金利調整委員会」の下部組織として作業部門の「ALM小委員会」を設置し、これらの諸リスクに適切に対応できるよう管理手法の向上に努めております。

●流動性リスク管理

流動性リスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りが悪化するリスク、あるいは、不利な条件での資金の確保を余儀なくされるリスクのことです。

方針・規程に基づき流動性リスクの特定・評価、モニタリング、コントロール及び削減、検証・見直しに努めております。

●オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」のことで、さらに以下のサブカテゴリーに分け管理しております。

- 事務リスク
- システムリスク
- 法務リスク
- 人的リスク
- 有形資産リスク
- 風評リスク

●利益相反管理

利益相反管理とは、金融機関とお客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害される恐れがないかどうかを管理することをいいます。

当金庫は管理方針並びに関係規程を定め、所管部を設置し、お客さまの利益を保護する態勢を整備しております。

業務継続計画 (BCP)

自然災害、突発的事故等、当金庫の業務継続が困難となる危機の発生時において、顧客・役職員の安全確保及び2次災害の防止に努めつつ、優先的に継続すべき重要な業務の継続を図ることを目的に「業務継続計画書」、「システム障害時対応計画(コンティンジェンシープラン)」を策定し対応するとともに、適宜訓練を実施しております。

さらに、以下の個別手順書を別に定め、体制整備を図っております。

- 大規模震災対応編
- パンデミックリスク対応編
- 大規模システム障害対応編
- 個人情報漏えいリスク対応編
- 流動性危機リスク対応編

法令等遵守の体制

地域金融の中心的役割を担う信用金庫は、その役割の重要性から、企業として社会的規範を逸脱するような事業活動を慎み、良識ある経営体制を堅持する社会的責任を負っています。

一般的にコンプライアンスとは法令等遵守のことをいいますが、各種法令等を遵守することはもとより、金融機関として高い倫理観に基づく社会的ルールへの遵守も求められ、そのことが地域金融機関としての社会的責任を果すことにもつながります。

当金庫では倫理法令遵守態勢における「基本方針」及び「信用金庫行動綱領」を掲げ、理事会で策定された「コンプライアンス

ス・プログラム」「コンプライアンス・マニュアル」を全ての業務運営上の柱とし、倫理法令遵守態勢の確立を図っております。

また、コンプライアンス態勢の推進と実効性を確保する機関として、理事会に直結した「コンプライアンス委員会」を設置し、それを統括する専門担当部署を設置しております。

態勢強化の施策としては、役員も含めた全職員の階層別研修や部店内定期勉強会開催、コンプライアンス関係各種認定試験への参加の他、コンプライアンス統括部署が各店舗に赴いて個別指導等を行っております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要（金融ADR制度への対応）

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」といいます。）を営業店又はリスク管理部お客様の声を聞く課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店又は次の担当部署へお電話、お手紙、ご来店等でお申し出ください。

北見信用金庫 リスク管理部 お客様の声を聞く課
郵便番号：090-0020
住所：北海道北見市大通東1丁目2番地1
電話：0120-277-665
受付時間：午前9時から午後5時（月～金：祝日、年末・年始を除く）
※お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、又はお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

7. 北見信用金庫の苦情等の対応
北見信用金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度（※）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって北見信用金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

※金融ADR(Alternative Dispute Resolution) 制度とは
お客さまとの金融トラブルを裁判によらずに当事者間の合意により解決していかうとする制度。「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により定められました（2009年6月24日公布、行為規制について2010年10月1日施行）。

4. 北見信用金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんぎん相談所」並びに一般社団法人 北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんぎん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくはリスク管理部お客様の声を聞く課にご相談ください。

名称	住所	電話番号	受付日・時間
全国しんぎん相談所 (一般社団法人 全国信用金庫協会)	〒103-0028 東京都中央区 八重洲1-3-7	03-3517-5825	午前9時から午後5時 (月～金：祝日、年末・年始を除く)
北海道地区しんぎん相談所 (一般社団法人 北海道信用金庫協会)	〒060-0005 札幌市中央区 北5条西5-2-5	011-221-3273	午前9時から午後5時 (月～金：祝日、年末・年始を除く)

5. 札幌弁護士会が設置運営する紛争解決センター、若しくは東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク管理部お客様の声を聞く課又はしんぎん相談所へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

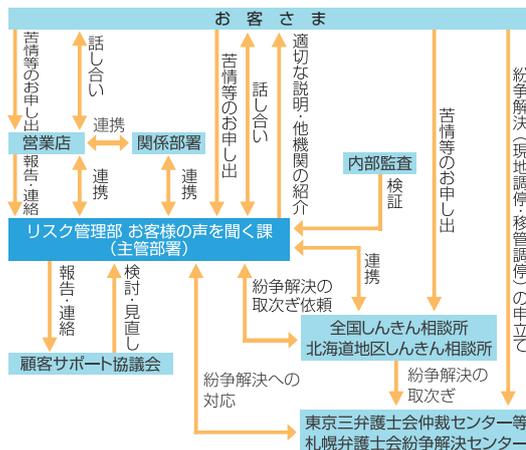
名称	住所	電話番号	受付日・時間
札幌弁護士会 紛争解決センター	〒060-0001 札幌市中央区 北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階 札幌法律相談センター内	011-251-7730	月～金 (祝日、年末・年始除く) 9:00～12:00、 13:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター		03-3581-0031	月～金 (祝日、年末・年始除く) 9:30～12:00、 13:00～16:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8588	月～金 (祝日、年末・年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター		03-3581-2249	月～金 (祝日、年末・年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の①、②の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんぎん相談所又は北見信用金庫リスク管理部お客様の声を聞く課にお尋ねいただくか、各ホームページをご覧ください。

- ①現地調停
東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- ②移管調停
当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

- (1) 営業店及び各部署に責任者をおくとともに、リスク管理部お客様の声を聞く課がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及びリスク管理部お客様の声を聞く課が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続きの進捗に応じた適切な説明をリスク管理部お客様の声を聞く課が行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんぎん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、会議・研修等により金庫内に周知・徹底いたします。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講ずることにより、今後の業務運営に活かしてまいります。
- (10) 北見信用金庫の苦情等への取組み体制



反社会的勢力に対する基本方針・個人情報保護宣言

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

2022年4月1日
北見信用金庫

1 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含みます。)、又は「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

- なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。
- (1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ
 <例>顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等
 - (2) 国・地方公共団体等により利用者に割り振られる公的な番号
 <例>運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をするとともに、偽りその他の不正の手段により個人情報等を取得することはありません。
- また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関での借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識、ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客さまの個人情報は、
- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
 - ② 営業窓口係や得意先係等が口頭でお客さまから取得した事項
 - ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
 - ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人情報情報機関等の第三者から提供される事項
 - ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。
- また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客さまの同意がある場合、若しくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。
- A 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的
- [業務内容]
- ① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務
 - ② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
 - ③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

[利用目的]

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため
- ② 法令等に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ ⑥の事業者等から個人情報の取得の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づき権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、並びにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

[法令等による利用目的の限定]

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
 - ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- B 個人番号の利用目的
- ① 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請、届出事務のため
 - ③ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑥ 預貯金口座付番に関する事務のため
- ※上記の利用目的につきまは、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することにより、お客さまからの中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

中止を希望されるお客さまは、下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求(第三者提供記録の開示も含みます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えいたします。
- お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該

個人情報等の訂正、追加又は削除、利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等又は利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止又は消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止又は消去を行います。なお、調査の結果、利用停止又は消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さまからの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求につきましては、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫所定の手続によりお答えいたしますので、下記の当金庫相談窓口までお申し出下さい。必要な事情についてご案内させていただきます。

5 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、又は毀損の防止その他の個人情報等の適切な安全管理のために必要な措置を講じます。

当金庫における個人情報データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等において定められていますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記の相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談及び苦情を受け付けています。
- (2) 取得、利用、保管、移送、消去、廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者及びその任務等について定めています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを扱う職員及び当該職員が扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実又はそのおそれ把握した場合は報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に目視点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- (5) 個人データを扱う区域において、職員の入室管理及び持ち込み機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) アクセス制御を実施して、取扱者及び取扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

○リンクについて

当金庫のウェブサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは当金庫が運営するものではありませんので、お客さまの個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

○クッキーについて

当金庫のHPではクッキーを使用していますが、クッキーによる個人のサイト利用動向の取得は行っておりません。

(クッキーとは)

クッキーとは、お客さまがウェブサイトにアクセスする際、お客さまのパソコン等のウェブブラウザに一定の情報を格納し、再度お客さまが当金庫のウェブサイトをご利用いただくことを容易にする技術です。クッキーを読むことができるのは設定したウェブサイトのみです。お客さまが接続されたその時のみ有効であり、また、お客さまの氏名・Eメールアドレスなど個人を特定する情報は含まれていません。

6 委託について

- 当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しては、お客さまの個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
 - ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
 - ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
 - ・情報システムの運用・保守に関わる業務

7 個人データの第三者提供について

- 当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示しし、原則として書面(電磁的記録を含みます)にて同意をいただくこととします。
- また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等一併について情報提供いたします。
- ※同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供いたします。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください(ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすような場合等を除きます)。

8 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

北見信用金庫 本・支店窓口及び「お客様の声を聞く課」
 住 所：〒090-0020 北海道北見市大通東1丁目2番地1
 電話番号：0120-277-665
 F A X：0157-25-0805
 受付時間：午前9時から午後5時
 (月～金：祝日、年末・年始を除く)

事業の概況

事業の概況

2021年度の事業の方針

本年度は、中期経営計画「きたしん ADVANCE to CENTURY STAGEⅢ」の開始年度として、地域金融機関としての使命を強く認識し、積極的に業務を展開しました。

「お取引先の夢を実現すること」を基本理念とし、「地域社会の活性化、持続的発展可能な地域づくりへの貢献」を実現するために「課題解決型金融の強化」を推進するとともに、永続性ある経営の確立のため「経営力の強化」、「コンプライアンス態勢・内部管理態勢の強化」を図り、お客さまや地域の期待・信頼に応えるよう全役職員が真剣に取り組みました。

業績

調達面では、年金受給・給与振込の口座指定推進をはじめとした集まる預金の獲得に注力し、安定した資金の吸収に努めました。

一方、運用の柱である融資面は、新型コロナウイルスによって経済活動が大幅に制限された当地域のお客さまに寄り添い、積極的な資金繰り支援を行ったほか、各店舗の地域性・店質に応じた戦略的役割に沿った、画一的・大口偏重ではない、お客さまのニーズに合致した資金供給に取り組みました。併せて、お客さまの課題解決のため、事業承継支援、専門家派遣、ビジネスマッチング、各種補助金申請支援といった、経営改善支援活動に取り組み、コンサルティング機能の発揮に努めました。

このような活動の結果、お客さまのご支持により期末現在の預金は5,613億11百万円、貸出金は1,835億69百万円となりました。

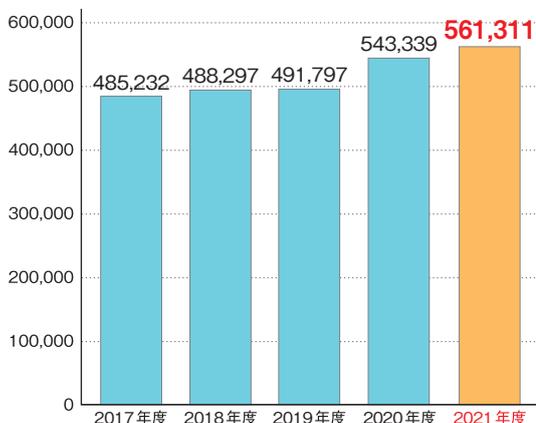
収支につきましては、金融経済環境の通り、各種金利がかわめて低い水準で推移したことにより、収益環境は非常に厳しい状況にありましたが、危機意識をもって一層のコスト削減等業務運営にあたった結果、経常利益14億42百万円、当期純利益10億48百万円となりました。

自己資本比率につきましては17.20%と高い水準を維持しております。

出資金については年3%配当を実施いたしました。

■預金積金残高

(単位:百万円)



■貸出金残高

(単位:百万円)



■最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	5,922	5,952	5,523	6,216	5,736
経常利益	1,102	1,243	668	833	1,442
当期純利益	825	939	440	767	1,048
出資総額	1,203	1,198	1,185	1,169	1,150
出資総口数(千口)	24,071	23,964	23,714	23,385	23,003
純資産額	43,940	44,987	43,982	44,839	43,982
総資産額	531,763	535,732	538,046	653,052	672,187
預金積金残高	485,232	488,297	491,797	543,339	561,311
貸出金残高	191,973	190,005	177,978	196,810	183,569
有価証券残高	200,123	210,101	219,965	237,536	255,720
単体自己資本比率(%)	23.94	23.26	20.01	19.14	17.20
出資に対する配当金(1口50円当たり)	2円00銭	2円00銭	1円50銭	1円50銭	1円50銭
役員数(人)	15	16	16	16	15
うち常勤役員数(人)	9	9	9	9	8
職員数(人)	312	309	297	275	267
会員数(人)	26,114	25,839	25,470	24,826	24,018

■当期純利益

(単位:百万円)



健全性について

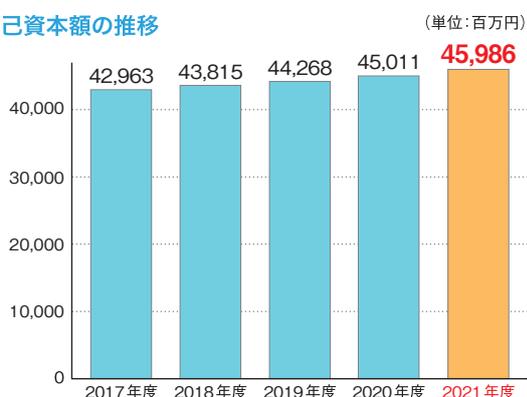
安心の証 自己資本額459億円

自己資本とは、過去の利益の積上げや出資金のことです。貸出などの資産が不良化、回収不能となり損失が発生した場合、利益や自己資本で穴埋めすることになります。ですから、自己資本の額が大きいということは、経営が安定しているということになります。

当金庫の自己資本額は2021年度末で459億86百万円となっており、このことから健全な経営体質であることがお分かりいただけます。

自己資本額の推移

■自己資本額の推移



この中で、出資金以外の自己資本(448億36百万円)は過去の利益を積上げてきたものです。利益の蓄積が多いということは、これまでの堅実な経営の証といえます。

自己資本額(459億86百万円)は、会員勘定(458億72百万円)に金融庁告示が定める項目を加減して算出します。

自己資本比率の状況

自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回っており、高い水準にあります。

自己資本の充実の程度を比率で表したものが「自己資本比率」です。

日本国内のみで営業を行う金融機関については、その健全性を確保するために、4%以上の自己資本比率(国内基準)が求められています。

当金庫の自己資本額は毎期着実に増加しておりますが、2021年度は収益性の高い資金運用を目指し、安全性を十分考慮しながら債券の購入を進めた結果、後述するリスクアセット等が2020年度に比べて321億79百万円増加したため、自己資本比率は**17.20%**となりました。国内基準の4%を大きく上回っており、高い水準を維持しておりますので、北見しんきんとのお取引につきましては、どうぞご安心ください。

■自己資本比率の推移

(単位:%)



自己資本比率の算出

金融機関の保有する資産ごとに、損失の発生する度合いに応じた掛率(リスクウェイト)を乗じて算出したものを、リスクアセットといいます。

自己資本比率はリスクアセットに対する自己資本の割合ですので、一般的には、この比率が高いほど不時への備えが厚く健全性も高いといえます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}(459\text{億}86\text{百万円})}{\text{リスクアセット等}(2,673\text{億}17\text{百万円})} \times 100$$

(17.20%)

(一般の事業会社の自己資本比率とは算出方法が異なります。)

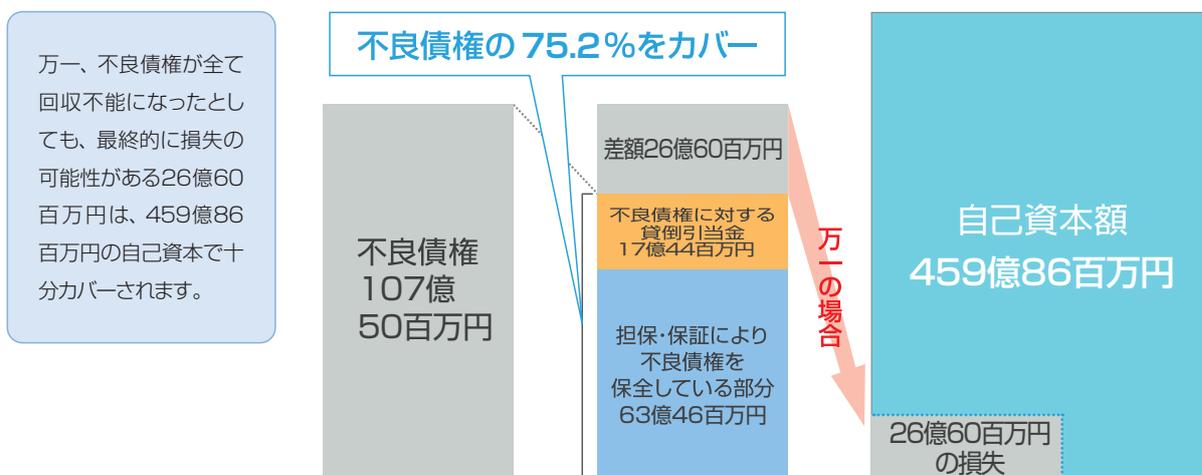
不良債権の状況

不良債権の状況

不良債権とは利息や元金が返済されなくなる（回収不能となる）可能性の高い貸出金等（＝債権）のことです。返済されない貸出金等は、最終的には損失となって、金融機関の利益や自己資本で穴埋めされることとなり、不良債権の増加は金融機関の体力を弱める原因となります。

北見しんきんの2021年度末における不良債権の合計額は107億50百万円となっており、開示債権全体の5.8%です。このうち、担保・保証や※貸倒引当金で75.2%が保全されております。

※貸倒引当金＝不良債権による損失を見込んで、それに充当するために準備しておくお金のことです。すでに損失として計上しております。
貸借対照表上の個別貸倒引当金の金額は右の表「信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況」の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」の貸倒引当金の合計額です。



自己査定結果と信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の関係

（金額は2022年3月末、単位：百万円）

自己査定結果による 債務者区分毎債権額	信用金庫法開示債権（リスク管理債権） 及び金融再生法開示債権		
	貸出金	その他	
破綻先 34	破産更生債権及び これらに準ずる債権 394	危険債権 6,721	
実質破綻先 359			
破綻懸念先 6,721			
要注意先			要管理債権 3,635
正常先			正常債権

■信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	2020年度	357	357	274	82	100.0	100.0
	2021年度	394	394	309	84	100.0	100.0
危険債権	2020年度	6,308	5,891	4,320	1,570	93.3	79.0
	2021年度	6,721	6,320	4,722	1,598	94.0	79.9
要管理債権	2020年度	3,498	1,320	1,260	59	37.7	2.6
	2021年度	3,635	1,376	1,314	61	37.8	2.6
三月以上 延滞債権	2020年度	-	-	-	-	-	-
	2021年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件 緩和債権	2020年度	3,498	1,320	1,260	59	37.7	2.6
	2021年度	3,635	1,376	1,314	61	37.8	2.6
小 計 (A)	2020年度	10,164	7,569	5,856	1,712	74.4	39.7
	2021年度	10,750	8,091	6,346	1,744	75.2	39.6
正 常 債 権 (B)	2020年度	187,805					
	2021年度	174,067					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2020年度	197,970					
	2021年度	184,818					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

地域社会と北見信用金庫

～これまでも、これからも、地域とともに。～

地域社会と北見信用金庫

当金庫の 地域社会活性化への 取組みについて

当金庫は、北海道の中でも道東・道北を営業地区として、地域の中小企業や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、地域が発展していくことを目的とする相互扶助型の協同組織の金融機関です。

地域のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)は、地域で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地域の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化・環境・教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

地域のお客さま・会員の皆さま

出資金
預金積金

預金積金残高

5,613億11百万円

北見しんきん

常勤役職員数:275人 店舗数:28店舗

貸出金

貸出金残高 1,835億69百万円

個人向け(消費性)資金

個人のお客さまの豊かな暮らしのお手伝いとして、ニーズに合わせた各種ローンを揃えています。お取引に応じた金利引下げも取扱っております。

住宅ローン残高 …………… 152億25百万円

消費者ローン等残高 …… 50億05百万円

貸出金以外の資金運用

貸出金以外の運用について

お預かりした資金はご融資の他に有価証券等で運用しております。運用については安全性第一を心がけております。

有価証券残高 2,557億20百万円

(うち北海道債:53億92百万円)

多様化する資金調達ニーズにお応えし、固定金利で長期資金の調達が可能となる私募債の発行をお手伝いしております。

総合的な経営支援の強化のための組織的な対応

地域経済に貢献するため、当金庫では地域の中小企業の業績向上を目的とした専任部署「地域金融支援部」(2022年6月末現在6名体制、うち3名が中小企業診断士)を設置し、営業店と一体となってお取引先企業、個人のお客さまへの総合的な経営支援や金融円滑化対応活動を展開しております。

お客さま満足度向上の取組み(18ページ)

- お客様の声を聞く課
- 本店の休日営業
- 本店貸金庫の休日営業
- 情報の提供
- 振り込め詐欺防止の取組み
- 年金相談

お取引先のネットワーク

各営業地区毎に、事業者の皆さまを中心とした「しんきん会(11組織、1,473名)」があり、会員間の交流を図っております。

出資総額 **11億50百万円** 会員数 **24,018人**

(2022年3月末現在)

地域でお預かりした大切なご預金は、地域に貸出金として還元させていただいております。

今期の決算状況

当期純利益：**10億48百万円**
 自己資本額：**459億86百万円**
 自己資本比率：**17.20%**

預金積金に占める貸出金の割合 **32.70%**

事業性資金

事業者の皆さまが必要とする資金を、その用途や性格に合わせて、各種形態でご融資しております。

設備資金…………… **491億90百万円**
 運転資金…………… **822億74百万円**

代理貸付も取扱っております。

地方公共団体

地方公共団体への貸出を通じ、財政安定に寄与しております。また、8市町村(北見市、訓子府町、津別町、置戸町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村)の指定金融機関となっております。

地方公共団体向け貸出残高…**298億56百万円**
 先数16団体(北海道含む)

地域密着型金融(13ページ)

〈ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化〉
 ●取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

〈事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底〉

●不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資

〈地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献〉

●中小企業への支援ネットワークの活用

環境・人に優しい取組み(18ページ)

- 環境配慮型商品 ●太陽光発電 ●ダブルスキン
- 地中熱ヒートポンプシステム
- 車椅子用トイレの設置 ●ベビールームの設置
- 目のご不自由な方にご利用いただけるATM
- 新しいコンセプトの通帳

人材の育成

地域の皆さまへのサービス向上のため、職員の資質向上を図り、事業や資産運用のパートナーとしてのレベルアップに努めております。

- 中小企業診断士(5名)
- 宅地建物取引士(5名)
- ファイナンシャルプランナー(107名)
- 日本政策金融公庫農業経営アドバイザー試験合格者(1名)

経済諸団体への関わり

地域の諸団体での活動を通じ、地域経済と深く関わっています。
 (商工会議所、商工会、法人会、経営者協会、観光協会、企業誘致推進協議会、産学官金連携関連、産業振興関連、異業種交流会他多数)

社会的・文化的貢献面での取組み(19ページ)

地域社会の一員として金融面にとどまらず、地域のイベントやボランティア活動に積極的に取組んでいます。

- 一店舗一貢献活動
- 北見しんきん杯争奪少年野球大会
- 献血

地域社会と北見信用金庫

地域社会と北見信用金庫

2021年度地域密着型金融及び金融仲介機能の取組み状況について

当金庫は「地域社会の活性化」という大命題の実現とそのため持続的発展可能な地域づくりへの貢献が使命であるという認識のもと、2021年度は地域密着型金融について、専門部署である地域金融支援部を中心に次の項目について重点的に取組みました。

【金融仲介機能のベンチマークについて】

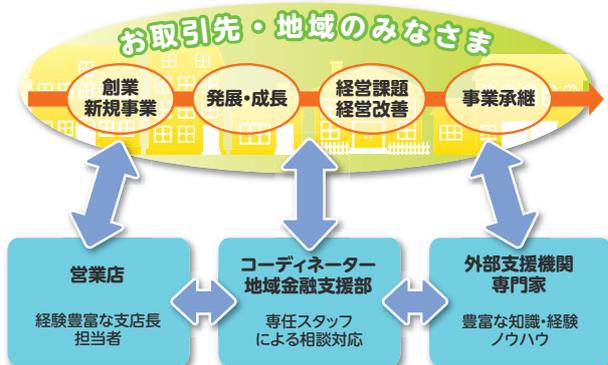
2016年9月、金融庁は金融機関が自身の経営理念や事業戦略などにも掲げている金融仲介機能の質を一層高めていくために、自身の取組みを客観的に自己評価することが重要であるとの考えのもと、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定しました。

当金庫はこれに自主的に策定したベンチマークを加え、「北見信用金庫の金融仲介機能のベンチマーク」としました。

ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

■お取引先に対する経営相談・支援機能の強化

当金庫では中小企業者に対する本業支援を通じて、コロナ禍で疲弊している地域経済の活性化に取り組んでいます。営業店が窓口となり、地域金融支援部がお取引先と支援機関・専門家を繋ぐコーディネーターとしての役割を担い、お取引先が抱える様々な経営課題に対する相談会や個別具体的な支援を展開しています。

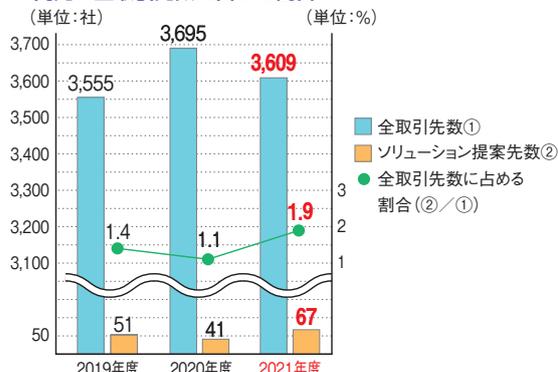


支援メニュー

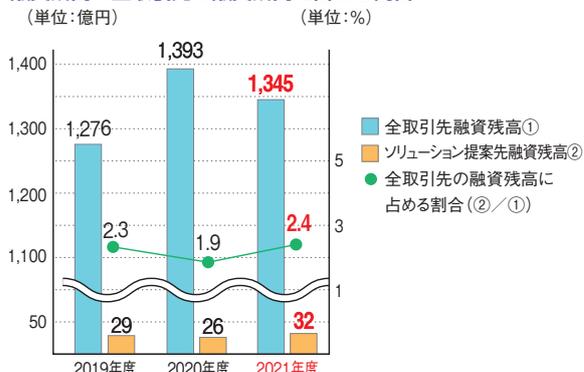
- 経営、財産両面にわたる事業承継、M&A支援
- 様々な経営課題解決のための専門家派遣
- 経営課題の抽出、解決提案
- キャッシュフロー経営に基づく金融円滑化支援
- 補助金、助成金の情報提供、申請支援
- ビジネスマッチング等、販路拡大支援
- 経営計画の策定支援
- 経営計画に基づく実績モニタリングの実施

【ベンチマーク：ソリューション提案先数及び融資額と全取引先数に占める割合】（集計企業単位：グループ）

ソリューション提案先数、及び、同先の全取引先数に占める割合



ソリューション提案先の融資残高、及び、同先融資残高の全取引先の融資残高に占める割合



以下に該当する先をソリューション提案先としております。

- ・ 企業の売上向上や製品開発等企業価値向上に資する支援先
- ・ 財務支援先
- ・ 創業支援先
- ・ 事業承継実行支援先
- ・ 経営計画策定支援先
- ・ ビジネスマッチング支援先
- ・ M&A仲介成約先

●創業・新規事業展開支援活動

創業については各営業店及び地域金融支援部が創業計画策定をはじめとするお手伝いや各種アドバイスを行い、支援に取り組んでいます。創業及び第二創業に関する補助金申請にあたり、「中小企業等経営強化法」に基づく経営革新等認定支援機関として申請書策定支援に取り組んでいます。

●発展・成長段階における支援活動

◇販路拡大への取組み

当金庫のネットワークを活用し、お取引先同士のマッチングを行っており、2021年度は5件の成約がありました。

また、コロナ禍における中小企業者の販路拡大支援事業として、2021年7月に神奈川県横浜市のショッピングモール「トレッサ横浜」にて「買って応援～地域応援消費販売会～」が開催され当金庫のお取引先44先が58品を販売しました。

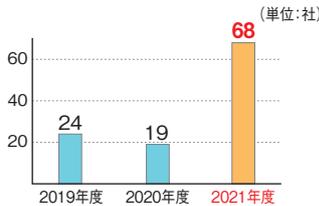
さらに、コロナ禍で各種商談会が開催中止となる中、2022年1月に当金庫がホスト役となり道東6信用金庫共同主催のオンライン商談会「東北海道『食ビジネスオンライン商談会』2022」を開催し、当金庫のお取引先10先を含む35先が延べ178回の商談を実施するなど、中小企業者の成長を応援しています。



◇人材マッチングの取組み

地域の中小企業が抱える経営課題の一つである人材不足に対応するため、外部提携機関が運営する中途採用及び新卒者採用向け人材ビジネスマッチングサービスを提供しています。2018年度の提供開始より累計21先がサービスを利用しています。

【ベンチマーク：ビジネスマッチング支援先数】（集計企業単位：グループ）



以下に該当する先をビジネスマッチング支援先としております。

- ・ビジネスマッチング（商談会、物販会）への出展を当金庫が仲介・支援した先
- ・インターネット販売サイトへの出展を当金庫が仲介・支援した先
- ・カタログ等への掲載を当金庫が仲介・支援した先
- ・個別案件にて商製品の紹介を当金庫が仲介・支援した先
- ・人材マッチングへ当金庫が仲介・支援した先

◇各種補助金、助成金支援への取組み

日本経済再生に向けた経済対策として、様々な経済施策が実施されています。当金庫は、様々な補助金や優遇措置についての情報提供を行うと同時に、経営革新等認定支援機関として中小企業の補助金等の申請支援に取り組んでいます。

2021年度は、「ものづくり補助金」及び「事業再構築補助金」の申請支援を合計で84件行いました。

また、税制等で優遇を受けられる「経営力向上計画」の申請支援を41件、「先端設備等導入計画」の申請支援を46件、「事業継続力強化計画」の申請支援を12件行いました。

ものづくり補助金申請支援	20件
事業再構築補助金申請支援	64件
経営力向上計画申請支援	41件
先端設備等導入計画申請支援	46件
事業継続力強化計画申請支援	12件

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援活動

専門家派遣 16先26回

◇専門家派遣の取組み

中小企業が抱える様々な経営課題を的確に解決するためには、その分野で優れた知識や豊富な経験を有する専門家による課題の整理、現状分析や具体的なアドバイスが効果的です。

当金庫は、北海道信用保証協会・北海道よろず支援拠点・一般社団法人中小企業診断協会北海道等の専門家派遣事業に積極的に取り組んでおり、2021年度は16先に対し26回の専門家派遣を実施しました。

具体的な取組みとしては、新製品開発、販売拡大、ネット活用、経営戦略、経営改善、経営課題整理、在庫管理等への専門家派遣を実施しました。

【ベンチマーク：中小企業支援策の活用先数】（集計企業単位：グループ）



以下の取組みを中小企業支援策としております。

- 専門家派遣
 - ・ミラサボを活用して専門家派遣を実施
 - ・よろず支援拠点を活用して専門家派遣を実施
 - ・その他の外部専門家派遣事業を活用して専門家派遣を実施
- 中小企業基盤整備機構の各種支援策の活用
- 経営革新等認定支援機関の経営改善支援
- 中小企業に対する各種補助金の活用
- 知的資産経営報告書の策定支援

地域社会と北見信用金庫

地域社会と北見信用金庫

●経営改善支援活動

2021年度の経営サポート先は、地域金融支援部と営業店の協働により、41先に対し重点的に取り組みました。

■2021年度の活動実績

(単位:先数、%)

	期初 債務者数 A	うち 経営改善支援 取組み先 α	αのうち 期末に債務者区分が ランクアップした先 β	αのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先 γ	αのうち 再生計画を 策定した先 δ	経営改善支援 取組み率 =α/A	ランクアップ 率 =β/α	再生計画 策定率 =δ/α
正常先 ①	1,797	20		20	1	1.11		5.00
要注意先 うちその他要注意先②	1,518	11	0	10	10	0.72	0.00	90.91
うち要管理先③	25	2	0	2	2	8.00	0.00	100.00
破綻懸念先④	195	8	0	7	8	4.10	0.00	100.00
実質破綻先⑤	31	0	0	0	0	0.00	-	-
破綻先⑥	6	0	0	0	0	0.00	-	-
小計(②~⑥の計)	1,775	21	0	19	20	1.18	0.00	95.24
合計	3,572	41	0	39	21	1.15	0.00	51.22

【ベンチマーク:メイン先のうち、経営指標が改善、または就業者数が増加した先数。及び、同先に対する融資額の3期推移】(集計企業単位:グループ)

当金庫がメインバンク(融資残高1位)として取引を行っている企業のうち、経営指標(売上・営業利益率・労働生産性等)の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び、同先に対する融資額の推移



経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移



○母集団の中で、前期対比で以下の3種類の経営指標のうち1種類以上が改善した先を計上しております。

- ・売上高
- ・EBITDA: 営業利益 + 減価償却費
- ・労働生産性: 付加価値(※) ÷ 平均就業者数
- ※付加価値=人件費+賃借料+リース料+租税公課+減価償却費+法人税等充当額+法人税等調整額+当期純利益+支払利息-受取利息・配当金

○経営指標に関わらず就業者数の増加が見られた先を計上しております。

●事業承継支援活動

中小企業が経営を持続的に発展させていく過程において、必ず取組まなければならない大きな経営課題の1つが事業承継です。

個別相談会 91回
実行支援仲介 3社

事業承継には経営の承継と財産の承継の両面があり、後継者へ「事業」を「円滑に承継実行」するために、総合的な知識や豊富な経験を有する専門家によるアドバイスが必要となるケースが多くなっています。

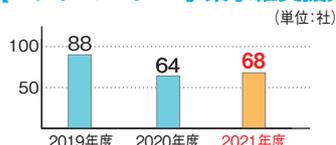
当金庫は事業承継実行支援コンサルティングの豊富な経験を持つ専門家によって設立された「一般社団法人しんきん支援ネットワーク(SSN)」との一体的協働体制により、積極的に事業承継支援に取り組んでいます。

具体的な取組みとして、個別相談会を91回、2009年度に開始してから累計825回実施しました。さらに、SSNが実施する長期・継続して具体的支援を行う「実行支援」への仲介を2021年度は3社に対して行いました。

また、SSNと当金庫を含む道内11信用金庫が、道内中小企業同士のM&Aを仲介支援する「しんきん支援ネットワーク」を構築しており、事業承継の1つの形態としてのM&Aが道内中小企業でも増加している中、信用金庫らしい丁寧なM&A仲介支援に取り組んでいます。

さらに、事業承継に関する「経営の承継」と「財産の承継」を総合的に支援する専門家の不足が大きな課題となっているため、SSNではCBSC(認定事業承継コンサルタント)の育成に取り組むことで、地域に「事業」と「雇用」を残す取り組みの態勢強化を図っています。当金庫ではCBSCが6名(うち、地域金融支援部2名)活動しています。

【ベンチマーク:事業承継支援先】(集計企業単位:グループ)



以下に該当する先を事業承継支援先としております。

- ・事業承継セミナー参加先
- ・個別相談会実施先
- ・実行支援契約先
- ・M&Aエントリー先(買収・譲渡企業情報提供先)
- ・M&A成約先
- ・事業引継ぎセンターを紹介した先
- ・その他事業承継に関する外部専門機関・専門家を紹介した先

事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

■不動産担保、個人保証に過度に依存しない事業者向け融資として以下の商品を開発、推進しております。

エクセレント

無担保第三者保証不要の当座貸越
2022年3月末**458**先、取扱残高**136**億円

きたしん・アグリサポート

当地区の基幹産業の一つである農業の振興を通じた地域活性化を目的とした不動産担保、第三者保証不要の営農資金
2022年3月末**27**件、取扱残高**70**百万円

【ベンチマーク：事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額と全与信先に占める割合】（集計企業単位：単体）

事業性評価に基づく融資を行っている
与信先数及び融資残高



左記計数の全与信先数及び当該与信先の
融資残高に占める割合



以下に該当する与信先を事業性評価に基づく融資を行っている先としております。

- ・経営サポート先
- ・事業性評価シート認定先
- ・各種補助金申請支援先

「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2021年度
新規に無保証で融資した件数	371件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	11.40%
保証契約を解除した件数	144件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件

地域社会と北見信用金庫

地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

■中小企業への支援ネットワークの活用

中小企業の経営支援のために国や北海道等が展開している中小企業支援事業を活用しています。

●中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫は中小企業基盤整備機構北海道本部と業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

中小企業への支援、ベンチャー企業の育成や中小企業支援の情報交換の分野で業務連携・協力し、包括的に中小企業支援の促進、地域経済の活性化を図ることを目的としております。

●国立大学法人北見工業大学と包括連携

産学官金の連携を通して相互の発展に寄与するとともに、地域経済の一層の活性化並びに自立的発展に資することを目的として、研究交流、人材交流、人材育成などのうち相互の協力が可能な分野において、具体的な協力を有機的に推進していくことを目的に以下のような事項について連携を図っております。

- (1) 研究成果等のシーズと技術ニーズとのマッチングのコーディネート
- (2) 取引先からの技術相談に関する支援
- (3) 地域中小企業の技術ニーズの情報収集及びそれに対する情報提供

●日本政策金融公庫北見支店と、創業支援等での業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫は日本政策金融公庫北見支店と、創業分野等での連携を進めていくにあたり、業務連携・協力に関する覚書を締結しております。

創業期(創業前～創業後)にあるお客さまを中心に、創業資金の協調融資や経営面のサポートを行うことで、認定経営革新等支援機関として創業支援に力を入れている当金庫と、全国で多数の創業融資を手がけている日本政策金融公庫が、相互にノウハウ等を補充・共有し、お客さまに質の高いサービスを連携して提供することを目的としております。

●東京農業大学生物産業学部と包括連携

当金庫は東京農業大学生物産業学部(網走市)と包括連携協定を締結しております。

中小企業の技術ニーズと大学の研究シーズのマッチング及び情報共有を目的としております。

●北見市と地方創生に関する連携協定を締結

当金庫及び6金融機関と北見市は、2016年4月に地方創生に関する連携協定を締結しました。

地域経済の発展に資する事業等について連携・協力することで地方創生に寄与することを目的としております。

●商工中金と業務連携・協力に関する覚書を締結

当金庫と商工組合中央金庫(商工中金)は、2017年1月に業務連携・協力に関する覚書を締結しました。

地域の中小企業の金融円滑化を図り、地域経済の発展に寄与することを目的とし、それぞれの業務特性を活かして相互に協力を図ります。

2022年度の課題解決型金融の取組み

当金庫は課題解決型金融の取組みを2022年度経営計画の重点施策の一つとして位置づけ、実行してまいります。

2022年度経営計画(抜粋)

課題解決型金融の強化

1. 中小企業者に対する本業支援

- (1). 中小企業者の実態把握
- (2). 資金繰り改善への取組み
- (3). 経営改善・事業再生支援
- (4). 事業承継・M&A支援
- (5). 創業・第2創業支援
- (6). ビジネスマッチング支援
 - ①. 金庫内マッチングの推進
 - ②. 外部機関との連携によるマッチング推進
- (7). 人材育成、人材マッチング支援
- (8). 補助金、助成金、計画等の申請支援

(9). 情報提供、各種セミナー開催

- ①. ウィズコロナ経営への支援

2. 地域創生・活性化への積極的な参画

- (1). 地域創生・活性化に向けた取組強化(点・線から面への展開拡大)
 - ①. 各自治体・各団体との連携強化と積極的参画
 - ②. 地域産業の活性化
 - ③. 地域事業の創出
- (2). 営業店と本部における地域創生に向けた方針の共有
- (3). 地域資源の地産地消、地産他消に向けた支援
 - ①. 基幹産業の1次産業及び6次産業への支援強化
 - ②. 一次産品のみでなく、あらゆる製品の把握と可能性の精査
 - ③. 本部主導による地元産品の活用

3. 「経営者保証に関するガイドライン」の適切な運用

お客さま満足度向上の取組み

お客様の声を聞く課

お客さまのご意見や苦情等に対応するため、「お客様の声を聞く課」を配置し、直通電話（0120-277-665）を設けているほか、「お客様の声を聞く」ハガキを店舗に配置しております。

お客さまから受付けましたご意見や苦情等は一元管理のもと、情報の共有を図る体制をとり、部門間による連携のうへ対応を図っております。

本店の日曜営業

「お客さまの立場に立った金融サービスの提供、地域のお客さまの利便性向上、商店街の活性化」を図るため、2005年より本店の日曜営業を実施しています。

特に、日曜日も営業を行うサービス業や小売業などの事業者のお客さまや平日に来店できない個人のお客さまに好評です。

営業日	●日曜日(12月31日～1月3日を除く)
営業店舗	●本店
営業時間	●午前の営業 9:00～11:30 ●午後の営業 12:30～15:00 ●昼休みとして11:30から12:30までは窓口を休止させていただきます。ご迷惑をおかけしております。 ●昼休みの間もATM、両替機、貸金庫はご利用いただけます。
取扱業務内容	●一部の業務を除き平日と同じ営業内容です。 ●住宅ローンをはじめ各種ローン、事業資金、経営相談など、各種ご相談を受け付けています。

本店貸金庫の日曜営業

金融機関の機能の一つであるお客さまの財産の安全確保充実の一環として、本店の貸金庫を日曜日にもご利用いただけます（年末年始を除く）。

本店貸金庫のご利用いただける時間	
平日	9:00～17:00
日曜日	9:00～15:00

情報の提供

北見地区内の景気動向調査を実施し、「北見しんきん景況レポート」を発行しております。

振り込め詐欺防止の取組み

振り込め詐欺防止のため、以下のような取組みを行っております。

- 窓口で確認の声かけ運動をしています。
- ATMコーナーでの携帯電話利用はお断りしています。
- 営業店ロビーの有線放送にて、振り込め詐欺防止のための留意事項をお知らせしています。
- 毎月末時点において「お客さまが70歳以上で、1年間キャッシュカードによるATM振込をされていない口座」につきましては、条件に達した翌月にキャッシュカードによるATM振込ができないよう設定させていただいております。

年金相談

制度が複雑なために、年金の手続き先は年金事務所・企業年金連合会・各共済組合など多数あり、書類もさまざまです。当金庫では、定期的に開催している年金相談会で、社会保険労務士事務所の担当者が相談に応じておりますので、ぜひご利用ください。

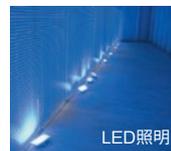
環境・人に優しい取組み

環境配慮型商品

個人向け、及び事業者向けに太陽光発電や省エネ設備の導入等、環境に配慮した設備等へのご融資を各種取揃えております。

太陽光発電（本店）

日当たりの良い南面と西面の外壁に設置したソーラーパネルにより、地球環境に負荷をかけない太陽光発電を実現しています。ライトアップでは消費電力の少ないLEDの照明器具を使用しております。



ダブルスキン（本店）

ダブルスキンとは、ガラス張りの壁面の外側をもう1枚のガラスで外壁を覆う工法です。太陽光を有効に活用した自然採光や、中間の空気層に外気を導入し自然換気を行い、省エネルギーを実現しています。



地中熱ヒートポンプシステム

紋別支店では、外気に比べて安定している地中の温度を利用して、クリーンで安全な冷暖房・給湯システムを採用し、CO₂排出量削減による環境保全に努めております。



本店ビルで採用している太陽光発電・ダブルスキン、また紋別支店で採用している地中熱ヒートポンプシステムは、本店ビルの免震構造とともに、地元業者の方々の技術向上にも一役買っています。

車椅子用トイレの設置

本店、訓子府支店、留辺蘂支店、東支店、ことぶき支店、卸町支店、紋別支店、旭川支店に設置しております。

本店、紋別支店はオストメイトの方などもお使いいただける多機能トイレを設置しております。



ベビールームの設置

乳児をお連れのお客さまが、授乳やおむつ交換などにご利用いただけるスペースで、本店に設置しています。ベビーベッドをはじめ、休憩用の椅子、ミルクのための給湯設備などをご用意しています。



地域社会と北見信用金庫

目のご不自由な方がご利用いただけるよう、ハンドセットを取り付けしたATMを一部のATMコーナーで設置しております。

《設置しているATMコーナー》

本店、訓子府、留辺蘂、置戸、温根湯、相内、西、東、帯広、三輪、釧路、美幌、ことぶき、南、卸町、しらかば、北光、端野、常呂、南大通、紋別、滝上、興部、雄武、西興部、旭川、名寄、まちきた大通ビル(コミュニティプラザパラボ)、イトーヨーカドー(北見)、イオン北見店、北見赤十字病院、ツルハ高栄店、落石、イオン紋別店、紋別支店渚滑ATMコーナー、上渚滑

カーボン・オフセット通帳及びユニバーサルデザイン通帳の導入

作成した通帳の数に応じて森林保護を支援するカーボン・オフセット、及び色覚の多様性に配慮したカラーユニバーサルデザイン(CUD)を、総合口座通帳に導入しております。

社会的・文化的貢献面での取組み

一店舗一貢献活動

2000年(平成12年)より毎年実施しています。2021年度は新型コロナウイルスの影響により、地域のお祭りなどのイベントが中止となり、例年通りのボランティア参加ができませんでした。そのような中で、29店舗及び本部の職員がコロナ禍にあっても出来ることを考え、町内の清掃や交通安全の旗振り、花の植栽などの活動を行いました。



北見しんきん杯争奪少年野球大会

2002年（平成14年）より、地域の少年たちの健全な育成を応援するため、北見しんきん杯争奪少年野球大会を開催しています。2022年5月に開催した第21回大会には11チームが参加し、元気な声がグラウンドに飛び交いました。



献 血

1951年（昭和26年）6月15日に「信用金庫法」が施行されたことになみ、6月15日を「信用金庫の日」と定めています。毎年、信用金庫の日前後に献血を行っています。



創立100周年に向けて

北見信用金庫は2020年11月14日に創立90周年を迎えました。90年の永きにわたり地域の皆様とともに歩んでこられたことに感謝の意を表すために行った以下の事業は、2030年に迎える創立100周年につながっていきます。

●桜の植樹～育成

創立90周年を記念し、桜が苗木から花をつけるまでの過程を当金庫が未来へ向かって成長していくものとなぞらえ、2020年10月29日に、北見市上ところ金刀比羅さくら公園に30本のエゾヤマザクラの苗木を植樹しました。植樹後は、苗木が大きくなるよう、定期的に周囲の草刈り作業を行っています。100周年の頃には花見が楽しめると思います。写真は2021年7月に行った草刈りの様子です。



●ぶどうの植樹～収穫とワイン造り

北見市でワイン作りを営むインフィールドワイナリー（株式会社未来ファーム）の広大な畑に、ぶどうの苗木の植樹を行い、その木が付けた実から当金庫創立100周年を祝うワインを醸成する事業を行っています。ぶどうの初収穫は2025年頃を予定しており、今からとても楽しみにしています。写真は2021年5月に職員とその家族で行った植樹の様子です。



主な商品のご案内

主な商品のご案内

預金

■総合口座

一冊の通帳で普通預金と定期預金が利用でき、公共料金やクレジットカードの自動支払や給与・年金などの受取に便利です。また、普通預金が残高不足のとき、総合口座通帳にお預入れいただいた定期預金合計額の90%以内、又は1,000万円のうち、いずれか少ない金額まで自動で貸越できますので、いざという時に安心です。

■貯蓄預金

出し入れ自由な預金です。金利はお預け入れ残高により5段階となっています。口座振替契約による自動支払や給与・年金などの自動受取はできません。

■当座預金

小切手や手形の決済用口座としてご利用ください。

■通知預金

まとまったお金を短期間（7日以上）で運用いただく場合に最適です。

■定期積金

事業資金から教育・結婚・住宅資金をはじめ老後の生活資金まで、目的に合わせ毎月計画的に積立いただけます。

■スーパー定期

お預け入れ金額1,000万円未満の自由金利型定期預金です。個人の方の期間3年以上の場合は半年複利になります。

■大口定期預金

1,000万円以上のまとまったお金を運用いただけます。

■期日指定定期預金

お預け入れ1年を過ぎると、1ヵ月前にご連絡いただければいつでもお引出しできる定期預金です。お預け入れ金額は300万円未満です。

■変動金利定期預金

金利動向に合わせて6ヵ月ごとに金利が変わります。個人の方の期間3年の場合は半年複利になります。

■無利息型普通預金

預金保険制度によって全額保護される無利息の普通預金です。個人の方は総合口座の取扱いが可能です。また、公共料金等の自動支払などのサービスは普通預金と同じです。

■後見制度支援預金

後見制度を利用されているお客さま向けの預金です。家庭裁判所の「指示書」に基づいて入出金取引を行うため、被後見人の財産を安全に管理できます。

貸出金

事業者向け

お客さまが必要とする運転資金や設備資金など、使途に合わせて各種形態でご融資するほか、各種制度融資、代理貸付等もご提供いたします。

■当座貸越「エクセレント」

原則無担保・第三者保証不要の事業者向け当座貸越の商品です。

■きたしん・チャレンジサポート

新規開業者及び法人向けのご融資です。中小企業診断士（当金庫職員）による経営相談を受けることもできます。

■きたしん・アグリサポート

個人営農者及び農業法人向け営農資金のご融資です。

■当座貸越「アグリサポートEX」

原則無担保・第三者保証不要の個人営農者向け当座貸越の商品です。

■事業者向け「きたしんソーラー・エコサポート」

事業者における環境配慮型設備投資のご融資です。

個人向け

■フリーローン

レジャー資金、電気製品や家具のご購入、ご結婚資金などにご利用ください。

■カーローン得徳くん

マイカーのご購入、車検、修理などの費用のお支払いにご利用ください。

・エコカー購入の場合、保証料が割安になります。

・ハイブリッドカー等購入の場合、金利の引き下げもあります。

■ソーラー・エコローン

太陽光パネル設置やLED照明切替、高効率給湯システムの購入などの資金にご利用ください。

■住宅ローン・無担保住宅ローン

住宅の新築、増改築、購入など、マイホームづくりのためのローンです。変動金利型、固定金利型のほか一定期間毎の固定・変動選択型もご用意しています。

■教育プラン・きたしん教育カードローン

入学金・授業料などの学費や、学生生活で必要とする教育費をカバーします。

なお、必要なときに必要なだけATMでご利用いただける「きたしん教育カードローン」もご提供いたします。

■カードローンお手軽くん

ご融資限度額内で、必要なときに必要な金額をご利用いただけます。ご融資限度額は100万円です。

※北見しんぎんのホームページにて、ローンの仮審査を24時間受付けています（一部のローン商品）。

主な商品のご案内・おすすめサービス・手数料

個人向け国債

固定金利3年、固定金利5年、変動金利10年があります。お客さまのニーズに合わせてお選びください。

固定金利型3年満期 固定金利型5年満期 変動金利型10年満期



しんきん iDeCo

個人型確定拠出年金。老後の資金準備として、節税メリットを生かして効率的な資産形成をはじめられます。

しんきん暦年信託「こころのリボン」

お客さまが贈与を希望する場合、その手続きをサポートする商品です。

しんきん相続信託「こころのバトン」

ご自分の将来の生活資金としての定期的な受け取りや、万が一のことがあったとき、ご家族に残す金額や受取方法をあらかじめ指定できる商品です。

私募債受託業務

お客さまの資金調達の多様化を図り、固定金利で長期資金の調達が可能となる、北海道信用保証協会保証付私募債の受託業務を行っています。

ご存知でしたか?北見しんきんおすすめサービス

インターネットバンキング

便利さと振込手数料の安さが魅力です。個人のお客さまはスマートフォンやタブレット端末からご利用いただけます。定期預金の作成もできます(個人のみ)。

電子記録債権サービス(でんさいネット)

電子記録債権法に基づき、でんさいネットを利用して提供する決済サービスです。手形の代替等を図り、インターネット等を通じて安全・簡易・迅速に支払や譲渡等を行うことができます。手形発行に伴う事務負担や費用(印紙税・郵送料等)を削減したり、手形・振込・一括決済など複数の支払手段を一本化したりできるのも魅力です。

貸金庫

本店の貸金庫のみ、日曜日でもご利用いただけます(年末年始を除く)。18ページの「本店の日曜営業」をご参照ください。

ATM振込

キャッシュカードで(一部のATMでは現金でも)お振込みできます。現金でのお振込は、1回10万円までお取扱いただけます。

通帳アプリ

スマートフォンやタブレット端末に「しんきん通帳アプリ」をダウンロードして口座情報を登録していただくだけで、残高や入出金明細が照会できます。また、「紙通帳」を利用しない「通帳レス」機能を追加して、通帳に代わってアプリから最大10年間分の入出金明細が照会できます。

しんきんゼロネットサービス

全国各地に設置されているしんきんのATMを無料でご利用いただけます。

「しんきんゼロネットサービス」のご利用時間及び対象取引

曜日	ご利用時間	対象取引
平日	8:45～18:00	お預け入れ・お引き出し
土曜日	9:00～14:00	お引き出し

※上記以外の時間帯及び日曜日・祝日のご利用では、しんきん所定の手数料を申し受けます。

※一部のしんきんのATMでは、土曜日に本サービスをご利用できない場合がございます。

※一部対象外となるATMがございます。

手数料

(2022年4月1日現在)

主な手数料

種類	宛先	同一店内		当金庫本支店あて		他行あて	
		一般	会員	一般	会員	一般	会員
振込 手数料	窓口扱	5万円未満	110円	220円		550円	
		5万円以上	220円	440円		770円	
	ファームバンキング WEBバンキング・WEB-FB	5万円未満	無料	110円		275円	
		5万円以上	無料	220円		440円	
※依頼人口座と受取人口座が同一店舗にある場合、振込手数料は同一店舗扱いとなります。							
自動機(ATM) キャッシュカード振込	自動機(ATM)	5万円未満	無料	110円		275円	
		5万円以上	無料	220円		440円	
	キャッシュカード振込	※振込手続きをするATMの店舗に受取人口座がある場合、振込手数料は同一店舗扱いとなります。					
		※当金庫カードによるATM振込で依頼人口座と受取人口座が同一店舗にある場合、振込手数料は同一店舗扱いとなります。					
自動機(ATM) 現金振込	5万円未満	110円	220円		385円		
	5万円以上	220円	330円		550円		

自動機(ATM)利用手数料

	平日		土曜日			日曜日・祝日
	始業～18:00	18:00以降	始業～14:00	14:00～15:00	15:00以降	始業～終業
当金庫口座・現金振込(預入は無料)	無料	110円	無料		110円	110円
当金庫以外の信用金庫の口座	ゼロネット 無料	110円	ゼロネット 無料	110円		110円
北海道銀行の口座	無料	110円	110円			110円
ゆうちょ銀行の口座	110円	220円	110円	220円		220円
信金・北海道銀行・ゆうちょ銀行以外の口座	110円	220円	220円			220円

●土曜日が祝日と重なった場合は、祝日扱いとなります。●振込の場合は、別途振込手数料がかかります。●クレジットカードによるご利用については、ご利用されるカードにより異なります。●ご利用できるサービスは発行元の金融機関により異なります。

総代会制度

総代会制度

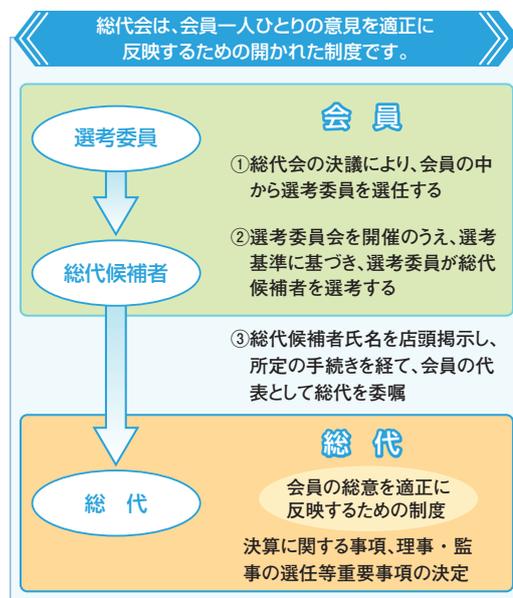
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫の会員数は大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算に関する事項、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動や会員懇談会（北見しんきん会等）を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営革新に取組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- 総代の任期は3年です。
- 総代の定数は、100人以上130人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。

なお、2022年3月末現在の総代の定数は120名、総代数は113名であり、会員数は24,018人です。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

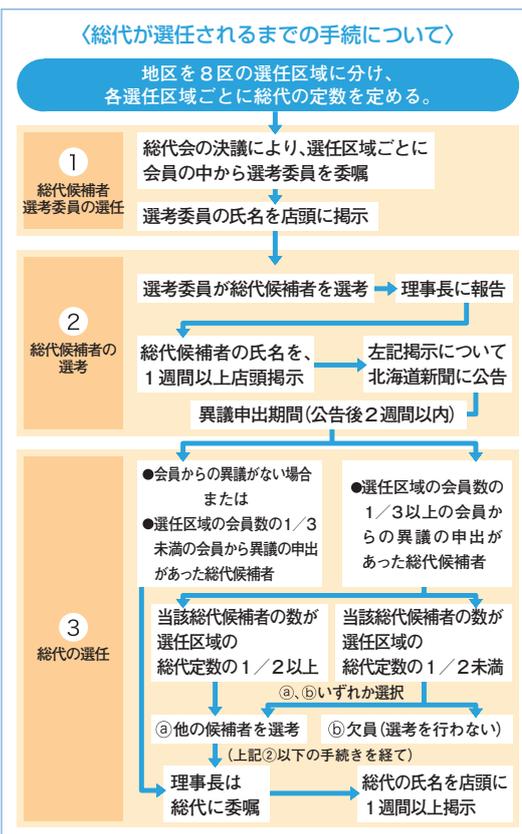
総代候補者選考基準

① 資格要件

- 当金庫の会員であること
- 就任時点で満80歳を超えていないこと 等

② 適格要件

- (1) 総代として相応しい見識を有し、良識をもって正しい判断ができる方
- (2) 地域における信望が厚く、地域ならびに当金庫の発展に寄与できる方
- (3) 当金庫の理念・使命をよく理解し、当金庫との緊密な取引関係を有する方



第93期通常総代会

2022年6月20日、第93期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

報告事項

報告事項1. 第93期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）業務報告、計算書類の内容並びに会計監査人及び監事の計算書類監査結果報告について

決議事項

- 議案第1号 剰余金処分案の承認について
- 議案第2号 定款の一部変更（金庫の地区）について
- 議案第3号 会員除名処分について
- 議案第4号 監事の任期満了に伴う改選について
- 議案第5号 退任監事に対する退職慰労金贈呈について

総代氏名 定数120名・総代数111名（敬称略、地区別・五十音順）（2022年6月20日現在）

【北見地区（北見市）】 54名

天内 邦夫⑨ 大西 薫⑨ 倉本 真① 新保 統義① 高橋 秀昭① 富山 佳男④ 福地 博行⑨ 安田 敦⑦
 荒井 勉④ 岡村 叶夫⑩ 桑原 素行⑩ 鈴木 和幸① 田中 伸一① 中西 雄大⑧ 古屋 聖兒⑧ 山瀬 一也⑩
 石沢 徳司⑧ 小原 誠③ 近藤 裕② 鈴木 文雄① 田中 秀樹① 中村 憲二② 前田 康仁⑨ 山中 勲③
 市川 道博⑨ 海田 達彦① 佐々木 弘⑤ 田尾 忠正⑥ 田辺 康夫④ 長谷川秀雄⑥ 舛川 誠③ 山本 貴一⑤
 伊藤 勲① 海田 有一③ 佐々木 護⑨ 高桑 弘基① 辻 好治⑨ 長谷川 豊⑨ 萬年 博明③ 横山 勝人①
 伊藤 嘉高① 亀井 滋① 佐藤 隆⑩ 高野 基緒② 戸田 龍一⑤ 原谷 真人③ 向平 秀幸①
 江岸 利信⑥ 菊池 道⑤ 渋谷 嘉伸① 高橋 勝志④ 富田 吉弘⑥ 久島 和俊⑤ 武藤 政幸①

【訓子府地区（訓子府町）】 3名

富山 和基① 久島 正之① 松田 和之⑦

【津別・美幌地区（津別町、美幌町及び大空町）】 7名

大井 正行⑧ 加賀谷雅治⑤ 鈴木 将晋④ 種田 善夫① 中村 光一① 水上 隆① 山田 裕史⑦

【置戸地区（置戸町）】 2名

鈴木 栄樹② 三好 幸市⑭

【帯広・釧路地区（帯広市、釧路市、幕別町、音更町、芽室町及び釧路町）】 13名

石野 雄一③ 加納 勝弘② 高森 智② 出村 行敬② 中島 久司⑦ 久島 貞一⑥ 水戸部公平②
 大久保義浩① 北原 英樹③ 田口 光浩② 中川 照彦③ 花房 浩一③ 広瀬 豪⑥

【紋別地区（紋別市）】 15名

嘉野 昭子③ 柴門 憲一③ 館岡 久幸② 知見喜美男⑤ 新沼 透⑤ 林 孝浩② 森 安春⑦ 若澤 勝彦⑥
 齊藤 秀武⑦ 鈴木 賢広① 田中 誠① 得永 光雄④ 畑中 正義⑭ 廣瀬 哲二④ 山本 義明②

【雄武・興部・滝上地区（雄武町、興部町、滝上町及び西興部村）】 9名

阿部 昭一⑧ 小田 英利① 郡 勝⑦ 千葉 豊樹① 橋詰 啓史⑤
 大原 満③ 工藤喜代子⑤ 菅原 賢司⑦ 長坂 廣行⑦

【旭川・名寄地区（旭川市及び名寄市）】 8名

芦崎 壽夫⑦ 穴戸 信明⑦ 谷 博之⑦ 三浦 昭雄⑧
 栗原 平次① 神 幸博① 長谷川力也③ 宮田 晃彦④

（注）氏名の後の数字は総代への就任回数です。

総代の属性別構成比

●職業別



●年代別



●業種別



- (注)1. 業種別の構成比は、法人役員、個人事業主に限っております。
2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
3. 構成比は小数第2位以下を四捨五入しております。

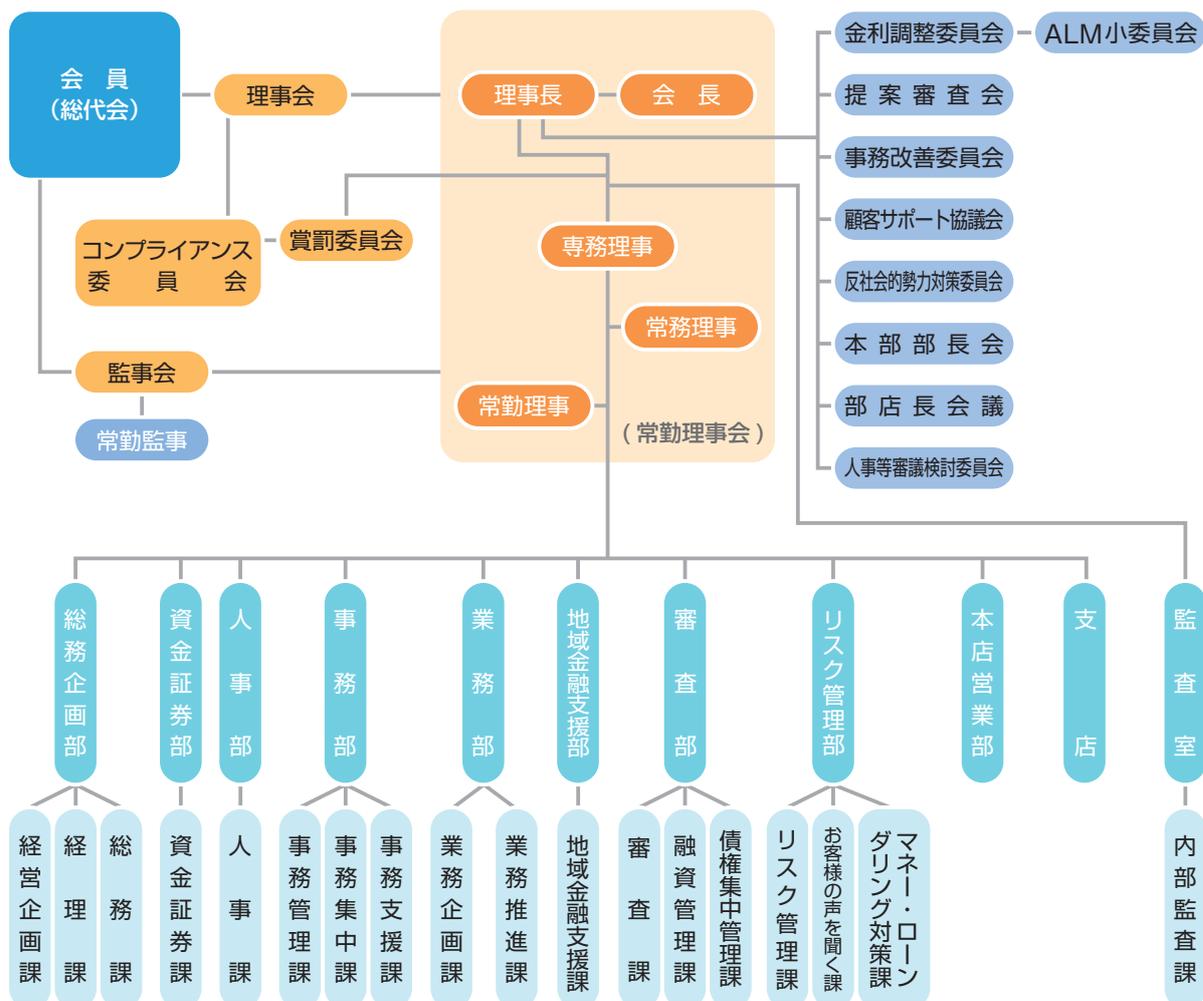
役員・組織図・会計監査人

役員名簿 (2022年6月末現在)

会 長 (常勤理事)	金田 充郎	理 事	渡邊 主人
理 事 長 (代表理事)	片山 隆文	理 事	五十嵐 龍
専務理事 (代表理事)	久島 英明	理 事	丸茂 紳司
常務理事 (代表理事)	増子 郁高	理 事	吉岡 裕敏
常勤理事	井上 秀敏	理 事	柏尾 典秀
常勤理事	上野 浩二	常勤監事	江良 利晃
常勤理事	井上 智徳	監 事	鈴木 栄樹
		監事 (員外)	伊藤 昌博

※理事12名のうち職員出身以外の会員理事は5名です。

北見信用金庫 組織図 (2022年6月末現在)



会計監査人の名称 (2022年6月末現在)

EY新日本有限責任監査法人

店舗案内・ATM設置案内

店舗・キャッシュコーナーご案内 (2022年6月末現在)

●平日にご利用いただけるキャッシュコーナー ●土曜・日曜・祝日にご利用いただけるキャッシュコーナー
 昼休み導入店舗(昼休み時間帯…A 11:30～12:30、B 12:30～13:30)

■店舗一覧

■北見市内		
●●	A(日曜日のみ)	本店営業部 〒090-0020 北見市大通東1丁目2番地1 (0157) 24-7531
●●	A	留辺薬支店 〒091-0003 北見市留辺薬町仲町33番地1 (0157) 42-2153
●●	A	温根湯支店 〒091-0170 北見市留辺薬町温根湯温泉192番地1 (0157) 45-2811
●●	A	相内支店 〒099-0871 北見市相内町135番地22 (0157) 37-2321
●●●		西支店 〒090-0818 北見市本町4丁目1番17号 (0157) 24-8531
●●●		東支店 〒090-0016 北見市大町107番地4 (0157) 23-6211
●●●		三輪支店 〒090-0835 北見市光西町165番地 (0157) 25-2131
●●●	A	ことぶき支店 〒090-0065 北見市寿町3丁目4番 (0157) 61-0888
●●●		卸町支店 〒090-0056 北見市卸町1丁目1番地7 (0157) 36-6611
●●●		北光支店 〒090-0824 北見市北光206番地4 (0157) 61-9761
●●●	A	端野支店 〒099-2102 紋別市端野町2区344番地11 (0157) 56-2101
●●●	A	常呂支店 〒093-0210 北見市常呂町字常呂222番地 (0152) 54-1101
●●●	A	南大通支店 〒090-0811 北見市泉町4丁目2番20号 (0157) 61-8855
■北見地区		
●●	B	訓子府支店 〒099-1432 常呂郡訓子府町旭町5番地1 (0157) 47-2141
●●	A	津別支店 〒092-0236 網走郡津別町本町60番地 (0152) 76-2131
●●	A	置戸支店 〒099-1133 常呂郡置戸町字置戸144番地1 (0157) 52-3131
●●		美幌支店 〒092-0004 網走郡美幌町字仲町1丁目44番地 (0152) 73-1311
■紋別市内		
●●●		紋別支店 〒094-8706 紋別市幸町4丁目1番23号 (0158) 24-2141
■西紋地区		
●●	A	滝上支店 〒099-5605 紋別郡滝上町字サクルー原野1539番地の26 (0158) 29-2141
●●●	A	興部支店 〒098-1615 紋別郡興部町字興部338番地1 (0158) 82-2141
●●●		雄武支店 〒098-1702 紋別郡雄武町字雄武886番地の1 (0158) 84-2141
●●	A	西興部支店 〒098-1501 紋別郡西興部村字西興部151番地 (0158) 87-2141
■帯広・釧路地区		
●●		帯広支店 〒080-0012 帯広市西2条南7丁目2番地 (0155) 22-7531
●●	A	南支店 〒080-0010 帯広市大通南26丁目2番地の1 (0155) 22-8531
●●	A	しらかば支店 〒080-0025 帯広市西15条南12丁目1番地の31 (0155) 33-3222
●●	A	釧路支店 〒085-0035 釧路市共栄大通7丁目1番地 (0154) 22-7531
■旭川・名寄地区		
●●		旭川支店 〒078-8214 旭川市4条通22丁目5番地12 (0166) 33-5525
●●	A	名寄支店 〒096-0014 名寄市西4条南2丁目14番地 (01654) 2-2141

■店舗外キャッシュコーナー

北見市内		紋別市内	
●●	まちきた大通ビル (コミュニティプラザパラボ)	●●	北見赤十字病院
●●	イトーヨーカドー(北見)	●●●	ツルハ高栄店
●●	イオン北見店	●●	落石
		●●	イオン紋別店
		●●	紋別支店渚滑ATMコーナー
		●●	上渚滑

雄武支店 営業時間変更(昼休み導入)のお知らせ

雄武支店におきましては、少人数の職員により、効率的かつ安全性の高い店舗運営を実施するため、令和4年9月1日(木)より下記の通り営業時間を変更させていただきます。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●窓口営業時間

変更前	変更後
平日 9:00～15:00	平日<午前の営業> 9:00～11:30 <午後の営業> 12:30～15:00

※11:30～12:30は昼休みとし、窓口を休止させていただきます。

ATMコーナーは昼休み時間中もご利用いただけます。



北見しんきん



2022年(令和4年)7月
北見信用金庫 総務企画部
〒090-0020 北見市大通東1丁目2番地1
TEL.0157-24-7531
URL:<http://www.shinkin.co.jp/kitami/>

北見信用金庫の現況
2022

2021年4月1日～2022年3月31日

【資料編】

KITAMI SHINKIN BANK REPORT

北見信用金庫

資料編

資料編：貸借対照表

貸借対照表

■資産の部		(単位：百万円)	
科 目	2020年度	2021年度	
現金	4,258	4,438	
預 け 金	205,403	219,636	
買 入 手 形	-	-	
コ ー ル ロ ー ン	-	-	
買 現 先 勘 定	-	-	
債券貸借取引支払保証金	-	-	
買 入 金 銭 債 権	-	-	
金 銭 の 信 託	1,009	1,018	
商 品 有 価 証 券	-	-	
有 価 証 券	237,536	255,720	
国 債	10,898	18,296	
地 方 債	83,349	75,511	
社 債	111,385	126,904	
株 式	233	448	
そ の 他 の 証 券	31,669	34,560	
貸 出 金	196,810	183,569	
割 引 手 形	1,362	1,197	
手 形 貸 付	27,285	20,286	
証 書 貸 付	153,469	145,938	
当 座 貸 越	14,693	16,146	
外 国 為 替	-	-	
そ の 他 資 産	2,937	2,981	
未 決 済 為 替 貸 金	91	81	
信 金 中 金 出 資	2,107	2,107	
前 払 費 用	6	19	
未 収 収 益	613	693	
そ の 他 の 資 産	120	80	
有 形 固 定 資 産	6,097	5,775	
建 物	3,972	3,774	
土 地	1,508	1,496	
リ ー ス 資 産	68	41	
建 設 仮 勘 定	134	-	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	414	462	
無 形 固 定 資 産	59	43	
ソ フ ト ウ ェ ア	45	29	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	13	13	
前 払 年 金 費 用	-	-	
繰 延 税 金 資 産	319	353	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	-	-	
債 務 保 証 見 返	474	512	
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 1,856 (△ 1,652)	△ 1,862 (△ 1,682)	
資 産 の 部 合 計	653,052	672,187	

■負債の部		(単位：百万円)	
科 目	2020年度	2021年度	
預 金 積 金	543,339	561,311	
当 座 預 金	28,883	27,285	
普 通 預 金	280,099	299,618	
貯 蓄 預 金	4,065	4,343	
通 知 預 金	457	169	
定 期 預 金	209,111	209,802	
定 期 積 金	15,947	15,678	
そ の 他 の 預 金	4,775	4,412	
譲 渡 性 預 金	-	-	
借 入 金	63,000	65,100	
借 入 金	63,000	65,100	
売 渡 手 形	-	-	
コ ー ル マ ネ ー	-	-	
売 現 先 勘 定	-	-	
債券貸借取引受入担保金	-	-	
コマーシャル・ペーパー	-	-	
外 国 為 替	-	-	
そ の 他 負 債	901	909	
未 決 済 為 替 借 借	138	138	
未 払 費 用	202	167	
給 付 補 填 備 金	2	2	
未 払 法 人 税	188	220	
前 受 収 益	140	152	
払 戻 未 済 金	16	19	
払 戻 未 済 持 分	2	7	
職 員 預 り 金	98	113	
リ ー ス 債 務	76	47	
資 産 除 去 債 務	7	7	
そ の 他 の 負 債	28	31	
賞 与 引 当 金	-	-	
役 員 賞 与 引 当 金	-	-	
退 職 給 付 引 当 金	114	106	
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	265	169	
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	52	48	
偶 発 損 失 引 当 金	64	47	
特 別 法 上 の 引 当 金	-	-	
繰 延 税 金 負 債	-	-	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	-	-	
債 務 保 証	474	512	
負 債 の 部 合 計	608,213	628,204	

■純資産の部		(単位：百万円)	
科 目	2020年度	2021年度	
出 資 金	1,169	1,150	
普 通 出 資 金	1,169	1,150	
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-	
資 本 剰 余 金	-	-	
利 益 剰 余 金	43,717	44,721	
利 益 準 備 金	1,185	1,169	
そ の 他 利 益 剰 余 金	42,531	43,552	
特 別 積 立 金	41,672	42,372	
当 期 未 処 分 剰 余 金	859	1,180	
処 分 未 済 持 分	△ -	△ -	
自 己 優 先 出 資	△ -	△ -	
自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	-	-	
会 員 勘 定 合 計	44,886	45,872	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 47	△ 1,889	
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	-	-	
土 地 再 評 価 差 額 金	-	-	
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 47	△ 1,889	
純 資 産 の 部 合 計	44,839	43,982	
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	653,052	672,187	

損益計算書

(単位：千円)

科 目	2020年度	2021年度
経常収益	6,216,886	5,736,499
資金運用収益	4,689,699	4,707,094
貸出金利	2,856,362	2,785,414
預け金利息	161,001	250,323
有価証券利息配当	1,620,437	1,619,439
その他の受入利息	51,898	51,917
役務取引等収益	788,148	709,881
受入為替手数料	309,232	260,120
その他の役務収益	478,916	449,760
その他業務収益	150,253	224,765
外国為替売買益	142	793
国債等債券売却益	121,731	24,621
国債等債券償還益	-	154,000
その他の業務収益	28,378	45,350
その他経常収益	588,785	94,758
償却債権取立益	30,744	36,281
株式等売却益	497,197	6,192
金銭の信託運用益	23,732	31,638
その他の経常収益	37,110	20,646
経常費用	5,383,592	4,293,984
資金調達費用	60,292	49,831
預金利息	55,922	46,805
給付補填備金繰入額	1,812	1,078
その他の支払利息	2,557	1,947
役務取引等費用	318,366	297,963
支払為替手数料	56,644	37,553
その他の役務費用	261,722	260,409
その他業務費用	783,039	44,162
国債等債券売却損	260,170	35
国債等債券償却費用	521,381	-
その他の業務費用	1,487	44,127
経費用	4,033,956	3,817,493
人件費	2,240,058	2,124,855
物件費	1,665,965	1,572,101
税金	127,932	120,537
その他経常費用	187,938	84,532
貸倒引当金繰入額	2,237	8,156
貸出金償却	46,492	35,511
株式等売却損	102,148	6,293
株式等償却	561	-
その他の経常費用	36,498	34,571
経常利益	833,294	1,442,515
特別利益	18,860	10,570
固定資産処分益	18,860	10,570
特別損失	66,542	8,103
固定資産処分損失	41,633	8,103
減損	24,909	-
税引前当期純利益	785,612	1,444,983
法人税、住民税及び事業税	293,898	291,375
法人税等調整額	△275,697	105,104
法人税等合計	18,200	396,480
当期純利益	767,412	1,048,502
繰越金(当期首残高)	92,271	132,143
当期末処分剰余金	859,683	1,180,646

資料編

剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	2020年度	2021年度
当期末処分剰余金	859,683,754	1,180,646,355
積立金取崩額	-	-
利益準備金限度超過取崩額	16,468,400	19,083,750
剰余金処分額	735,075,550	1,034,504,571
利益準備金	-	-
普通出資に対する配当金	(年3%) 35,075,550	(年3%) 34,504,571
特別積立金	700,000,000	1,000,000,000
繰越金(当期末残高)	141,076,604	165,225,534

掲載いたしました貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書につきましては、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2022年 6月21日

北見信用金庫

理事長 片山隆文

貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 19年 ~ 39年
その他 3年 ~ 20年
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店(営業関連部署)及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,901百万円であります。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から損益処理

- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(2021年3月31日現在)
年金資産の額 1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
差引額 △84,957百万円
 - ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2021年3月31日現在) 0.3447%
 - ③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金49百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
 9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくもの、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫や夜間金庫に係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
 13. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
 14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金1,862百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産542百万円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額14百万円

16. 子会社等の株式総額30百万円

17. 子会社等に対する金銭債務総額45百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額8,958百万円

19. 有形固定資産の圧縮記憶額398百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	394百万円
危険債権額	6,721百万円
三月以上延滞債権額	該当ありません
貸出条件緩和債権額	3,635百万円
合計額	10,750百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,197百万円であります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	75,408百万円
担保資産に対応する債務	
預金	694百万円
借入金	65,100百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金39,000百万円、当座貸越取引の根担保として預け金5,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金は55百万円が含まれております。

23. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は620百万円であります。

24. 出資1口当たりの純資産額1,911円98銭。

25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客さまに対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客さまからの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出資産の健全性を維持管理するため、「クレジットポリシー」及び信用リスクに関する管理諸規程に基づき厳格な審査体制を構築するとともに、貸出審査の独立性を確保し、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備運営しております。さらに貸出審査能力の向上や、経営改善支援活動を通じてお取引先の経営内容の改善に取組み、信用リスクの軽減を図っております。貸出以外の運用資産についても、格付けの把握やリスク分散等の対応を行っております。また、資産の正確な自己査定を行うための体制整備を行っております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク管理及びALMIに関する諸規程において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、金利調整委員会において協議されたALMIに関する方針に基づき、理事会等において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで金利調整委員会及び理事会等に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、適宜為替予約等を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、有価証券等運用基準及び市場リスクに関する諸規程に基づき行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを総務企画部が実施して、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及び金利調整委員会において定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期間に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた経済価値は、8,700百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、流動性リスクに関する諸規程に基づき、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)、売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマチャレペーパーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	219,636	219,888	251
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	63,612	65,016	1,403
その他有価証券	191,968	191,968	-
(3)貸出金(*1)	183,569		
貸倒引当金(*2)	△1,862		
	181,706	184,246	2,539
金融資産計	656,924	661,119	4,194
(1)預金積金(*1)	561,311	561,324	13
(2)借入金(*1)	65,100	65,101	1
金融負債計	626,411	626,425	14

(*)1預け金、貸出金、預金積金及び借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*)2貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュフローの割引現在価値を求め、貸倒引当金相当額を控除して算出しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から28.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

資料編

資料編：財務諸表の注記

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	30
非上場株式(*1)	103
信金中央金庫出資金(*1)	2,107
組合出資金(*2)	5
合 計	2,246

(*1) 子会社、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	46,000	100,000	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	5,538	20,371	21,735	15,967
その他有価証券のうち満期があるもの	9,057	72,813	14,689	70,408
貸出金(*)	41,996	63,797	41,548	19,745
合 計	102,591	256,982	77,973	106,120

(*1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	178,173	47,261	-	47
借入金	65,100	-	-	-
合 計	243,273	47,261	-	47

(*1) 預金積金のうち、期間の定めがないもの(要求払預金)は含めておりません。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。満期保有目的の債券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
地方債	34,477	35,494	1,017
社 債	1,319	1,336	16
その他	3,367	3,915	548
外国債券	3,367	3,915	548
小 計	39,163	40,746	1,582
地方債	22,333	22,202	△131
社 債	-	-	-
その他	2,115	2,068	△47
外国債券	2,115	2,068	△47
小 計	24,449	24,270	△178
合 計	63,612	65,016	1,403

その他有価証券 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	314	152	161
債 券	72,726	72,339	387
国 債	-	-	-
地方債	18,699	18,596	102
社 債	54,026	53,742	284
その他	6,357	6,240	116
外国債券	3,013	2,997	15
その他	3,343	3,242	100
小 計	79,397	78,732	665
株 式	-	-	-
債 券	89,855	90,964	△1,109
国 債	18,296	18,738	△442
地方債	-	-	-
社 債	71,558	72,226	△667
その他	22,715	24,100	△1,384
外国債券	10,050	10,300	△249
その他	12,664	13,800	△1,135
小 計	112,570	115,064	△2,494
合 計	191,968	193,797	△1,829

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	173	6	5
債 券	3,940	24	0
国 債	2,017	19	-
社 債	1,922	4	0
その他	-	-	-
合 計	4,114	30	5

29. その他の金銭の信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	1,018	1,000	18	18	-

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,927百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が70,399百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュフローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(1年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金及び貸出金償却	404百万円
有形固定資産減価償却超過額	63百万円
減損損失	32百万円
有価証券評価損	234百万円
役員退職慰労引当金	46百万円
睡眠預金払戻損失引当金	13百万円
偶発損失引当金	13百万円
退職給付引当金	29百万円
その他有価証券評価差額金	690百万円
その他	51百万円
繰延税金資産小計	1,579百万円
評価引当額	△1,036百万円
繰延税金負債合計	542百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	189百万円
繰延税金負債合計	189百万円
繰延税金資産の純額	353百万円

32. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

未収収益に含まれる契約資産等の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	15百万円
顧客との契約から生じた債権	21百万円

前受収益に含まれる契約負債の金額は、9百万円であります。

33. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日) (以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

34. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日) (以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の「繰越金(当期首残高)」に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度における損益計算書は、経常収益が8百万円増加、役員取引等収益が8百万円増加、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ8百万円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、「繰越金(当期首残高)」の期首残高は8百万円減少しております。

35. 会計方針の変更

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

36. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(2020年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合せて表示しております。

損益計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額2,990千円。子会社との取引による費用総額263,050千円。
- 出資1口当たり当期純利益金額44円79銭。
- 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、709,881千円であります。
- 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

主要な業務の状況を示す指標

■業務粗利益

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
資金運用収支	4,629,507	4,657,333
資金運用収益	4,689,699	4,707,094
資金調達費用	60,192	49,761
役務取引等収支	469,782	411,917
役務取引等収益	788,148	709,881
役務取引等費用	318,366	297,963
その他の業務収支	△ 632,786	180,602
その他業務収益	150,253	224,765
その他業務費用	783,039	44,162
業務粗利益	4,466,503	5,249,853
業務粗利益率	0.75%	0.79%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(2020年度100千円、2021年度70千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

■業務純益

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
業務純益	447,683	1,480,985
実質業務純益	461,057	1,457,459
コア業務純益	1,120,877	1,278,872
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	1,047,373	1,278,872

(注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(又は取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

	2020年度			2021年度		
	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)	平均残高 (百万円)	利息 (千円)	利回り (%)
資金運用勘定	588,246	4,689,699	0.79	656,594	4,707,094	0.71
うち貸出金	182,674	2,856,362	1.56	182,992	2,785,414	1.52
うち預け金	169,991	161,001	0.09	226,403	250,323	0.11
うち有価証券	233,457	1,620,437	0.69	245,077	1,619,439	0.66
資金調達勘定	556,613	60,192	0.01	630,419	49,761	0.00
うち預金積	527,605	57,734	0.01	565,721	47,883	0.00
うち借入金	29,813	-	-	65,528	-	-

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度4,389百万円、2021年度10,309百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2020年度1,000百万円、2021年度1,000百万円)及び利息(2020年度100千円、2021年度70千円)を、それぞれ控除して表示しております。

■利鞘

	2020年度	2021年度
資金運用利回	0.79%	0.71%
資金調達原価率	0.73%	0.61%
総資金利鞘	0.06%	0.10%

■受取・支払利息の増減

(単位：百万円)

	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	436	△ 317	119	135	△ 118	17
うち貸出金	77	△ 108	△ 31	5	△ 75	△ 70
うち預け金	28	△ 11	17	53	36	89
うち有価証券	133	0	133	△ 8	8	0
支払利息	△ 8	1	△ 7	2	△ 12	△ 10
うち預金積	△ 7	0	△ 7	1	△ 10	△ 9
うち借入金	-	-	-	-	-	-

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■利益率

(単位：百万円、%)

	2020年度	2021年度
総資産経常利益率	0.13%	0.21%
総資産当期純利益率	0.12%	0.15%
総資産平均残高(除く債務保証見返)	603,471	678,112

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期純利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

資料編

資料編：預金に関する指標・貸出金等に関する指標

預金に関する指標

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
流動性預金	297,978	334,712
うち有利利息預金	250,654	272,948
定期性預金	227,245	228,548
うち固定金利定期預金	211,044	212,760
うち変動金利定期預金	3	3
その他	2,381	2,460
譲渡性預金	-	-
合計	527,605	565,721

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金(無利息含む)+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 固定金利定期預金: 預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. その他=納税準備預金+別段預金

■定期預金残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
定期預金	209,111	209,802
うち固定金利定期預金	209,108	209,799
うち変動金利定期預金	3	3
その他	-	-

貸出金等に関する指標

■貸出金平均残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
割引手形	1,542	1,300
手形貸付	18,734	16,654
証書貸付	147,222	150,761
当座貸越	15,175	14,275
合計	182,674	182,992

■貸出金残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
貸出金	196,810	183,569
うち固定金利	122,726	169,612
うち変動金利	74,084	13,956

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	2,370	2,208
不動産	29,665	27,744
その他	-	-
計	32,036	29,953
信用保証協会・信用保険	59,143	58,582
保証	58,192	53,773
信用	47,437	41,260
合計	196,810	183,569

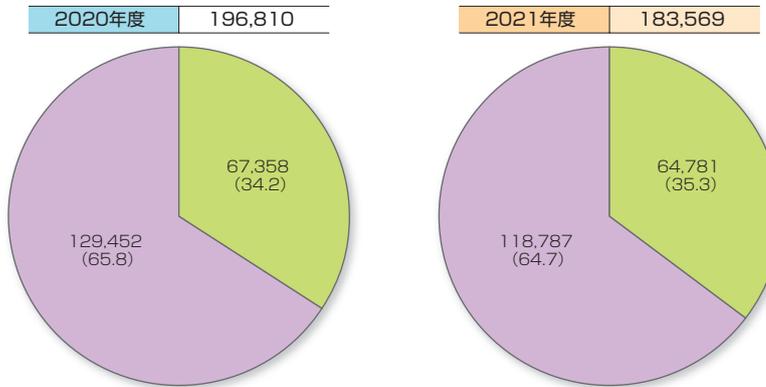
■債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	1	1
不動産	27	20
その他	0	0
計	29	22
信用保証協会・信用保険	14	12
信用	430	477
合計	474	512

■貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)



■貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	貸出金残高	残高構成比	貸出先数	貸出金残高	残高構成比
製造業	281	10,796	5.48	272	10,629	5.79
農業、林業	123	1,936	0.98	119	1,843	1.00
漁業	13	425	0.21	12	396	0.21
鉱業、採石業、砂利採取業	10	453	0.23	9	370	0.20
建設業	914	22,925	11.64	885	22,767	12.40
電気・ガス・熱供給・水道業	24	3,717	1.88	25	3,171	1.72
情報通信業	10	65	0.03	9	50	0.02
運輸業、郵便業	127	4,991	2.53	125	5,440	2.96
卸売業、小売業	683	24,755	12.57	661	23,461	12.78
金融業、保険業	29	7,558	3.84	31	7,368	4.01
不動産業	524	27,687	14.06	502	26,840	14.62
物品賃貸業	17	1,258	0.63	16	1,201	0.65
学術研究、専門・技術サービス業	85	1,237	0.62	82	1,211	0.65
宿泊業	30	2,458	1.24	30	2,407	1.31
飲食業	293	3,744	1.90	297	3,294	1.79
生活関連サービス業、娯楽業	174	4,522	2.29	166	3,912	2.13
教育、学習支援業	24	517	0.26	23	474	0.25
医療、福祉	181	8,667	4.40	179	7,990	4.35
その他のサービス	257	8,386	4.26	250	8,631	4.70
小計	3,799	136,106	69.15	3,693	131,465	71.61
国・地方公共団体等	19	38,110	19.36	18	29,856	16.26
個人	10,139	22,593	11.47	9,563	22,247	12.11
合計	13,957	196,810	100.00	13,274	183,569	100.00

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2020年度	190	204	—	190	204
	2021年度	203	180	—	203	180
個別貸倒引当金	2020年度	1,676	1,652	11	1,664	1,652
	2021年度	1,652	1,682	1	1,651	1,682
合計	2020年度	1,866	1,856	11	1,854	1,856
	2021年度	1,856	1,862	1	1,854	1,862

■貸出金償却

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
貸出金償却額	46,492	35,511

資料編

資料編：貸出金等に関する指標・有価証券に関する指標

■ 預貸率

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
貸出金(A)	196,810	183,569
預金積金(B)	543,339	561,311
預貸率(%)	期末(A/B)	32.70
	期中平均	32.34

■ 運用に係るポートフォリオの概要

(単位：百万円、%)

	2020年度		2021年度	
	残高	残高構成比	残高	残高構成比
預け金(無利息分を除く)	187,483	30.0	219,636	33.2
有価証券	237,536	38.0	255,720	38.6
貸出金	196,810	31.5	183,569	27.7
その他	2,143	0.3	2,107	0.3
合計	623,974	100.0	661,033	100.0

■ 新規融資への取組み状況

地域経済発展に貢献するために、課題解決型金融の強化によりお客さまの満足度向上を図るとともに、新たな資金需要を生み出し貸出金を増加させていくことが、当金庫の重要課題の一つであると認識しています。これを実現するための具体的施策を年度計画に盛り込み、鋭意実践しています。

こうした貸出金の増加に真摯に取り組んでいくことで、中長期的な預貸率の向上、運用ポートフォリオにおける貸出金割合の上昇を目指しています。

有価証券に関する指標

■ 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

2020年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	3	5	-	-	-	10,890	-	10,898
地方債	7,634	22,700	14,341	8,579	12,600	17,492	-	83,349
社債	15,153	19,817	26,145	11,175	4,153	32,825	2,114	111,385
株式	-	-	-	-	-	-	233	233
外国証券	1,303	3,312	2,846	1,000	1,315	4,157	2,503	16,439
その他の証券	-	194	1,887	4,729	7,267	-	1,150	15,229

(単位：百万円)

2021年度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	5	-	-	-	-	18,291	-	18,296
地方債	6,772	25,745	8,639	8,536	12,478	13,337	-	75,511
社債	6,517	32,790	19,674	9,491	3,419	52,019	2,991	126,904
株式	-	-	-	-	-	-	448	448
外国証券	1,299	4,002	2,332	788	1,710	2,726	5,685	18,546
その他の証券	-	1,646	1,488	5,453	4,566	-	2,859	16,013

■ 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
国債	6,827	11,316
地方債	89,542	79,185
社債	106,760	120,238
株式	625	375
外国証券	15,818	17,601
その他の証券	13,883	16,359
合計	233,457	245,077

■ 預証率

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
有価証券(A)	237,536	255,720
預金積金(B)	543,339	561,311
預証率(%)	期末(A/B)	45.55
	期中平均	43.32

有価証券等の取得価額、時価及び評価損益

1 有価証券

① 売買目的有価証券

該当取引はございません。

② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	54,877	56,422	1,545	34,477	35,494	1,017
	社 債	1,567	1,607	39	1,319	1,336	16
	そ の 他	5,288	5,915	626	3,367	3,915	548
	小 計	61,733	63,945	2,211	39,163	40,746	1,582
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	6,400	6,370	△ 29	22,333	22,202	△ 131
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	801	794	△ 7	2,115	2,068	△ 47
	小 計	7,201	7,165	△ 36	24,449	24,270	△ 178
合 計	68,935	71,110	2,174	63,612	65,016	1,403	

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

③ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、市場価格のない株式等であるため、下記「⑤市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

④ その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	2020年度			2021年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	99	9	89	314	152	161
	債 券	93,465	92,927	537	72,726	72,339	387
	国 債	1,012	1,008	4	—	—	—
	地 方 債	22,071	21,886	185	18,699	18,596	102
	社 債	70,380	70,032	347	54,026	53,742	284
	そ の 他	14,162	13,896	265	6,357	6,240	116
小 計	107,727	106,833	893	79,397	78,732	665	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	49,322	49,765	△ 442	89,855	90,964	△ 1,109
	国 債	9,886	9,988	△ 102	18,296	18,738	△ 442
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	39,436	39,776	△ 339	71,558	72,226	△ 667
	そ の 他	11,409	11,699	△ 290	22,715	24,100	△ 1,384
小 計	60,732	61,465	△ 732	112,570	115,064	△ 2,494	
合 計	168,459	168,298	160	191,968	193,797	△ 1,829	

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

⑤ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

内 容	貸借対照表計上額	
	2020年度	2021年度
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	30	30
非 上 場 株 式	103	103
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	2,107	2,107
組 合 出 資 金	7	5
合 計	2,248	2,246

資料編

資料編：有価証券等の取得価額、時価及び評価損益／役職員の報酬体系

2 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

該当取引はございません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当取引はございません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2020年度					2021年度				
貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
1,009	1,000	9	9	—	1,018	1,000	18	18	—

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

役職員の報酬体系

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	146

(注)1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」123百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。また、当年度中に支払った「賞与」はありません。

なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別

に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況について

●自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
 なお、当金庫における自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	北見信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	1,150百万円

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	44,851	45,837
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,169	1,150
うち、利益剰余金の額	43,717	44,721
うち、外部流出予定額(△)	35	34
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	203	180
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	203	180
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	45,055	46,017
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	43	31
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	31
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	43	31
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	45,011	45,986
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	225,038	257,244
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,099	10,073
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	235,138	267,317
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.14%	17.20%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

資料編

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本額は国内基準の自己資本比率4%を確保するための所要自己資本の額を大きく上回っており、またそのほとんどが利益の積立により構成されていることから、経営の健全性、安全性を十分に保っていると評価しております。また、将来についても業務活動を通じた利益の積上げによる自己資本の一層の充実を図っていきます。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	225,038	9,001	257,244	10,289
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	217,594	8,703	246,121	9,844
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	3	0	0	0
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,532	1,101	33,052	1,322
法人等向け	105,734	4,229	114,698	4,587
中小企業等向け及び個人向け	25,634	1,025	24,644	985
抵当権付住宅ローン	1,371	54	1,239	49
不動産取得等事業向け	15,637	625	14,890	595
3月以上延滞等	207	8	126	5
取立未済手形	18	0	16	0
信用保証協会等による保証付	1,325	53	1,324	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	143	5	286	11
出資等のエクスポージャー	143	5	286	11
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	39,983	1,599	55,841	2,233
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	30,379	1,215	46,798	1,871
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,107	84	2,107	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,385	55	1,111	44
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	6,111	244	5,823	232
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,870	354	12,547	501
ルック・スルー方式	8,870	354	12,547	501
マニフェスト方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□ オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,099	403	10,073	402
Ⅷ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	235,138	9,405	267,317	10,692

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

(オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、信用格付制度に基づく厳格な自己査定を実施しております。また、与信金額や予想デフォルト率等のデータを整備し、信用リスク計量化システムによる信用リスク計測の高度化を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、営業店及び審査部で自己査定を行い、監査部門の監査を受けたうえで、理事会に報告する態勢となっております。

貸倒引当金は、「資産自己査定規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については、監査法人の監査を受けるな

ど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に際し、カントリー・リスク・スコア又は適格格付機関が付与する格付を選択使用できる場合には、カントリー・リスク・スコアを使用いたします。また、エクスポージャーの種類ごとの使い分けは行っておりません。使用するカントリー・リスク・スコア及び適格格付機関については、以下のとおりです。

- ①カントリー・リスク・スコア
経済協力開発機構(OECD)
- ②適格格付機関

- 国内向けエクスポージャーについては、格付投資情報センター、日本格付研究所。ただし、前記適格格付機関の格付がない場合のみスタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。
- 国外向けエクスポージャーについては、スタンダードアンドプアーズ、ムーディーズを使用いたします。

●信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクスポージャー	
		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
		国 内	639,677	656,381	214,914	201,542	205,858	221,788	-	-	248
国 外	13,942	12,922	-	-	13,942	12,922	-	-	-	-	
地 域 別 合 計	653,619	669,303	214,914	201,542	219,801	234,710	-	-	248	155	
製 造 業	41,104	47,522	10,960	10,779	30,143	36,597	-	-	18	12	
農 業、林 業	2,318	2,191	2,318	2,191	-	-	-	-	-	-	
漁 業	557	514	557	514	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	455	423	455	423	-	-	-	-	-	-	
建 設 業	27,584	29,120	23,751	23,526	3,832	5,590	-	-	15	12	
電気・ガス・熱供給・水道業	11,044	14,439	3,718	3,179	7,326	11,259	-	-	-	-	
情 報 通 信 業	813	1,581	65	63	709	1,510	-	-	-	-	
運 輸 業、郵 便 業	9,386	10,108	5,066	5,491	4,320	4,617	-	-	3	-	
卸 売 業、小 売 業	35,883	37,109	24,963	23,867	10,918	13,224	-	-	14	12	
金 融 業、保 険 業	250,147	269,740	7,574	7,410	34,830	40,295	-	-	-	-	
不 動 産 業	42,626	41,053	28,350	27,271	14,266	13,770	-	-	86	45	
物 品 賃 貸 業	1,270	1,213	1,270	1,213	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	1,332	1,359	1,332	1,359	-	-	-	-	-	-	
宿 泊 業	2,478	2,431	2,478	2,426	-	-	-	-	29	-	
飲 食 業	4,119	3,973	4,114	3,669	-	300	-	-	13	11	
生活関連サービス業、娯楽業	4,849	4,297	4,849	4,297	-	-	-	-	33	32	
教 育、学 習 支 援 業	533	489	533	489	-	-	-	-	-	-	
医 療、福 祉	8,864	8,162	8,864	8,161	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 の サ ー ビ ス	12,974	14,262	8,689	8,860	4,220	5,335	-	-	1	0	
国・地方公共団体等	147,519	132,210	38,163	29,919	109,232	102,207	-	-	-	-	
個 人	19,321	19,082	19,321	19,082	-	-	-	-	31	27	
そ の 他	28,432	28,014	17,514	17,343	-	-	-	-	-	-	
業 種 別 合 計	653,619	669,303	214,914	201,542	219,801	234,710	-	-	248	155	
1 年 以 下	88,924	76,900	25,962	20,456	19,702	10,161	-	-	-	-	
1 年 超 3 年 以 下	117,330	158,214	5,526	4,376	36,804	53,837	-	-	-	-	
3 年 超 5 年 以 下	53,148	39,024	17,987	16,674	35,160	22,349	-	-	-	-	
5 年 超 7 年 以 下	22,508	20,032	9,983	9,430	12,525	10,601	-	-	-	-	
7 年 超 10 年 以 下	58,426	61,257	49,669	48,108	8,756	13,149	-	-	-	-	
10 年 超	192,505	206,252	87,773	84,664	104,732	121,587	-	-	-	-	
期間の定めのないもの	120,774	107,622	18,010	17,831	2,119	3,023	-	-	-	-	
残 存 期 間 別 合 計	653,619	669,303	214,914	201,542	219,801	234,710	-	-	-	-	

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
 8ページ「貸倒引当金内訳」をご参照ください。

資料編：単体
 バゼルⅢ第3の柱(市場規律)に基づく開示
 自己資本の充実の状況について

資料編

資料編：単体
パーゼルⅢ第3の柱(市場規律)に基づく開示
自己資本の充実の状況について

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	目的使用	2020年度	2021年度	その他	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	28	31	31	19	0	0	28	30	31	19	-	-
農業、林業	2	1	1	1	-	-	2	1	1	1	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	182	163	163	168	1	0	181	163	163	168	0	2
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	1	-	-	-	0	-	0	-	-	-	1	-
卸売業、小売業	952	913	913	852	5	-	946	913	913	852	26	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	17	17	17	6	-	-	17	17	17	6	-	-
物品賃貸業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
宿泊業	446	483	483	598	-	-	446	483	483	598	-	-
飲食業	9	7	7	8	0	-	8	7	7	8	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	24	23	23	23	0	0	23	22	23	23	-	-
教育、学習支援業	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-
医療、福祉	4	4	4	1	-	-	4	4	4	1	-	32
その他のサービス	3	0	0	0	3	-	0	0	0	0	17	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	2	3	3	2	0	-	2	3	3	2	-	-
合計	1,676	1,652	1,652	1,682	12	1	1,663	1,651	1,652	1,682	45	35

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	269,172	-	238,122
10%	-	12,817	-	12,631
20%	7,147	139,683	8,246	168,274
35%	-	4,020	-	3,625
50%	69,544	1,520	79,859	1,458
75%	-	28,574	-	27,004
100%	20,904	88,318	28,005	83,786
150%	-	119	-	75
250%	-	11,796	-	18,213
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	653,619		669,303	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分してあります。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

● 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、取引先によっては、不動産等の担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う主要な適格担保には自金庫預金・積金があり、担保に関する手続については、「事務取扱要領」や「担保評価要領」等に基づき、適切な事務取扱い

並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「地方公共団体保証」のほか、適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「一般社団法人しんきん保証基金」付保証等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	5,243	2,303	46,680	26,241	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、「金庫業務の過程、従業員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスク」をいい、当金庫では、①事務リスク、②システム・リスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスク、の6種型に分類しリスク管理を推進しております。

これらのオペレーショナル・リスクの管理を行うに際して、当金庫では基本的な事項を定めた「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、重要なリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのための効果的な体制を整備すること、リスクの顕在化に備え定期的な管理状況の報告態勢・緊急時態勢を整備することなどを基本原則として、金庫のオペレーショナル・リスク管理の高度化に向けた取組みを推進しております。

当金庫では、オペレーショナル・リスク管理全般を統括する部署として事務部が担当し、あらゆる業務においてオペレーシ

ョナル・リスクが発生する可能性があることを理解するとともに、オペレーショナル・リスクを軽減することの重要性を認識し、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備を行っております。

組織面では、経営陣による関与を強化するとともに統括部署である事務部が各業務所管部及び営業店のリスク管理状況を定期的に管理・監督することにより、リスク管理の実効性と内部けん制の確保に努めております。

また、リスク管理状況については、経営陣への迅速かつ網羅的な報告及びリスク顕在化の要因分析による再発防止に向けた取組みを推進しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

●出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

出資等または株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、株式関連投資信託、投資事業組合への出資金等が該当します。

そのうち、上場株式、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び予想最大損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するなど適切なリスク管理に努めております。

子会社・関連会社株式、政策投資の非上場株式、投資事業組合への出資金等に関しては、当金庫が定める「有価証券等運用基準」及び「資産自己査定規程」などに基づいた適正な運用・管理を

行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況を適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	99	99	314	314
非 上 場 株 式 等	2,241	—	2,241	—

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
売 却 益	477	6
売 却 損	101	5
償 却	0	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
評 価 損 益	89	161

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

資料編

資料編：単体
パーゼルⅢ
第3の柱(市場規律)に基づく開示
自己資本の充実の状況について

● リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
リスク・スルー方式を適用するエクスポージャー	18,739	22,939
マナド方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	-	-

● 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは金利の変動に伴い、資産(貸出、有価証券など)・負債(預金など)の価値が変動し損失を被るリスク、収益が変動し損失を被るリスクのことです。

当金庫では常勤理事及び部長によって構成される「金利調整委員会」を設置しており、金利リスク量の算出や期間収益シミュレーションによる収益の影響度を月次で分析評価し、リスクコントロールを協議検討しております。

また、「金利調整委員会」の下部組織として「ALM小委員会」を設置し、リスク管理手法の向上に努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① ΔEVE及びΔNIIについて

- (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.250年です。
- (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は4.917年です。
- (c) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
流動性預金への満期の割り当て方法については、金融

庁が定める保守的な前提を採用しております。

- (d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

- (e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関は考慮していません。

- (f) スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

スプレッド及びその変動は考慮していません。

- (g) 内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
該当事項はありません。

② その他の金利リスク計測について

銀行勘定の金利リスクについては、上記に加え、過去の一定期間における金利変動幅を基に、VaR、BPV等の手法を用いて計測しております。

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE				ΔNII			
		当期末(2021年度)		前期末(2020年度)		当期末(2021年度)		前期末(2020年度)	
1	上方パラレルシフト	20,487	16,064	335	89				
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-				
3	ステップ化	14,982	11,326						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	20,487	16,064	335	89				
		ホ				ヘ			
		当期末(2021年度)				前期末(2020年度)			
8	自己資本の額	45,986				45,011			

資料編(連結)

資料編：連結

2021年度連結事業概況

主要勘定の増減については、子会社の資産・売上等の規模は、当金庫に比べて極めて小さいため、ほとんどの計数は当金庫の計数動向と一致しております。

従いまして、連結の事業概況等につきましても単体での事業概況のほか、各種開示計数と同様の概況・経緯であります。

連結財務諸表 北見信用金庫と子会社北信ビジネス株式会社及び北信サポート株式会社との連結会計報告です。

■連結貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	2020年度	2021年度
現金及び預け金	209,662	224,075
買入手形及びコールローン	-	-
買入現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	1,009	1,018
商品有価証券	-	-
有価証券	237,506	255,690
貸出金	196,810	183,569
外国為替	-	-
その他資産	2,937	2,981
有形固定資産	6,097	5,775
建物	3,972	3,774
土地	1,508	1,496
リース資産	68	41
その他の有形固定資産	548	462
無形固定資産	59	43
ソフトウェア	45	29
その他の無形固定資産	14	14
退職給付に係る資産	-	-
繰延税金資産	319	353
再評価に係る繰延税金資産	-	-
債務保証見返	474	512
貸倒引当金	△ 1,856	△ 1,862
資産の部合計	653,022	672,157
負債の部	2020年度	2021年度
預金積金	543,292	561,265
譲渡性預金	-	-
借用	63,000	65,100
売渡手形及びコールマネー	-	-
売入現先勘定	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-
コマースナル・ペーパー	-	-
外国為替	-	-
その他負債	910	917
賞与引当金	-	-
役員賞与引当金	-	-
退職給付に係る負債	114	106
役員退職慰労引当金	265	169
睡眠預金払戻損失引当金	52	48
偶発損失引当金	64	47
繰延税金負債	-	-
再評価に係る繰延税金負債	-	-
債務保証	474	512
負債の部合計	608,175	628,166
純資産の部	2020年度	2021年度
出資金	1,169	1,150
優先出資申込証拠金	-	-
資本剰余金	-	-
利益剰余金	43,725	44,729
処分未済持分	△ -	△ -
自己優先出資	△ -	△ -
自己優先出資申込証拠金	-	-
会員勘定合計	44,894	45,880
その他有価証券評価差額金	△ 47	△ 1,889
繰延ヘッジ損益	-	-
土地再評価差額金	-	-
為替換算調整勘定	-	-
評価・換算差額等合計	△ 47	△ 1,889
新株予約権	-	-
非支配株主持分	-	-
純資産の部合計	44,846	43,990
負債及び純資産の部合計	653,022	672,157

■連結損益計算書

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
経常収益	6,212,327	5,733,630
資金運用収益	4,689,699	4,707,094
貸出金利息	2,856,362	2,785,414
預け金利息	161,001	250,323
有価証券利息配当金	1,620,437	1,619,439
その他の受入利息	51,898	51,917
役員取引等収益	786,948	708,681
その他業務収益	146,893	223,095
その他経常収益	588,785	94,758
償却債権取立益	30,744	36,281
その他の経常収益	558,040	58,477
経常費用	5,378,268	4,290,253
資金調達費用	60,291	49,831
預金利息	55,921	46,805
給付補填備金繰入額	1,812	1,078
その他の支払利息	2,557	1,947
役員取引等費用	318,366	297,963
その他業務費用	783,039	44,162
経常費用	4,028,632	3,813,763
その他経常費用	187,938	84,532
貸倒引当金繰入額	2,237	8,156
その他の経常費用	185,700	76,376
経常利益	834,059	1,443,376
特別利益	18,860	10,570
固定資産処分益	18,860	10,570
特別損失	66,542	8,103
固定資産処分損失	41,633	8,103
減損	24,909	-
税金等調整前当期純利益	786,377	1,445,844
法人税、住民税及び事業税	294,478	292,063
法人税等調整額	△ 275,697	105,104
法人税等合計	18,780	397,168
当期純利益	767,596	1,048,675
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	767,596	1,048,675

■連結剰余金計算書

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
資本剰余金の部		
資本剰余金期首残高	-	-
資本剰余金増加高	-	-
資本剰余金減少高	-	-
資本剰余金期末残高	-	-
利益剰余金の部		
利益剰余金期首残高	42,993,254	43,716,346
利益剰余金増加高	767,596	1,048,675
親会社株主に帰属する当期純利益	767,596	1,048,675
利益剰余金減少高	35,571	35,075
配当金	35,571	35,075
利益剰余金期末残高	43,725,279	44,729,946

2021年度における連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書(以下、「連結財務諸表」という。)の適正性、及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2022年6月21日

北見信用金庫

理事長 片山隆文

資料編(連結)

資料編：連結

連結財務諸表の作成方針

- 連結の範囲に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等 2社
北信ビジネス株式会社
北信サポート株式会社
 - 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
 - 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
 - 持分法非適用の関連法人等
該当ありません。
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
3月末日 北信ビジネス株式会社
3月末日 北信サポート株式会社
 - 連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
- のれんの償却に関する事項
該当ありません。
- 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 出資1口当たりの純資産額1,912円33銭
- 金融商品の時価等に関する事項
2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照。
金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額については(注3)参照。
借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額については(注4)参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預け金(*1)	224,075	224,326	251
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	63,612	65,016	1,403
その他有価証券	191,968	191,968	-
(3)貸出金(*1)	183,569		
貸倒引当金(*2)	△1,862		
金融資産計	181,706	184,246	2,539
金融負債計	661,362	665,557	4,194
(1)預金積金(*1)	561,265	561,278	13
(2)借入金(*1)	65,100	65,101	1
金融負債計	626,365	626,380	14

- (*)1 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*)2 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1)金融商品の時価等の算定方法
- 金融資産
- 現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
 - 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
自庫保証付私債は、対応する残存年数の国債利回りを用いた将来キャッシュ・フローの割引現在価値を求め、貸倒引当金相当額を控除して算出しております。
なお、保有目的の他の有価証券に関する注記事項については5ページの27.から28.に記載しております。
 - 貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 - 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。)
 - ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 - ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いた価額

- 金融負債
- 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。
また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(スワップレート)を用いております。
 - 借入金
借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- (注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	103
組合出資金(*2)	5
合 計	109

- (*)1 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
- (*)2 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	46,000	100,000	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券	5,538	20,371	21,735	15,967
その他有価証券のうち満期があるもの	9,057	72,813	14,689	70,408
貸出金(*)	41,996	63,797	41,548	19,745
合 計	102,591	256,982	77,973	106,120

(*)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	178,173	47,261	-	47
借入金	65,100	-	-	-
合 計	243,273	47,261	-	47

(*)預金積金のうち、期間の定めがないもの(要求払預金)は含めておりません。

- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。

当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に相当する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(2021年3月31日現在)
 - 年金資産の額 1,732,930百万円
 - 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,817,887百万円
 - 差引額 △84,957百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金割合(2021年3月31日現在) 0.3589%

- 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金51百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じて算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

- 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△1,493百万円
年金資産(時価)	1,636百万円
未積立退職給付債務	142百万円
会計基準変更時差異の未処理額	－百万円
未認識数理計算上の差異	△249百万円
未認識過去勤務債務(債務の減額)	－百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△106百万円
退職給付に係る資産	－百万円
退職給付に係る負債	△106百万円

※その他の注記項目で連結と単体が同じ内容のものは記載を省略しています。

連結損益計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 - 出資1口当たり当期純利益金額44円80銭。
 - 当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、708,681千円であります。
 - 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。
- ※その他の注記項目で連結と単体が同じ内容のものは記載を省略しています。

連結剰余金計算書に関する注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結信用金庫法開示債権（リスク管理債権）

連結対象の子会社には貸出債権がありませんので、単体と同じ内容となります。

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
連結経常収益	5,917	5,947	5,519	6,212	5,733
連結経常利益	1,103	1,244	668	834	1,443
親会社株主に帰属する当期純利益	825	939	440	767	1,048
連結純資産額	43,947	44,995	43,989	44,846	43,990
連結総資産額	531,733	535,702	538,016	653,022	672,157
連結自己資本比率(%)	23.95	23.27	20.02	19.14	17.20

(注)企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(2013年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

役職員の報酬体系について(連結)

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 決定方法
- 支払手段
- 決定時期と支払時期

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	146

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」123百万円、「退職慰労金」23百万円となっております。また、当年度中に支払った「賞与」はありません。
 なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けられる者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者を含みます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 なお、2021年度においては、該当する会社はありませんでした。
 3. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 2021年度において対象職員等が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けられる者はいませんでした。

資料編(連結)

資料編…連結

自己資本の充実の状況について(連結)

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項目	2020年度	2021年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	44,859	45,845
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,169	1,150
うち、利益剰余金の額	43,725	44,729
うち、外部流出予定額(△)	35	34
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	203	180
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	203	180
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	45,063	46,025
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	43	31
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	31
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	43	31
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	45,019	45,994
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	225,009	257,214
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,092	10,069
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	235,101	267,283
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	19.14%	17.20%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

●その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額
 該当ありません。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	225,009	9,000	257,214	10,288
現金	217,564	8,702	246,091	9,843
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	3	0	0	0
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	27,532	1,101	33,052	1,322
法人等向け	105,734	4,229	114,698	4,587
中小企業等向け及び個人向け	25,634	1,025	24,644	985
抵当権付住宅ローン	1,371	54	1,239	49
不動産取得等事業向け	15,637	625	14,890	595
3年以上延滞等	207	8	126	5
取立未済手形	18	0	16	0
信用保証協会等による保証付	1,325	53	1,324	52
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	113	4	256	10
出資等のエクスポージャー	113	4	256	10
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	39,983	1,599	55,841	2,233
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	30,379	1,215	46,798	1,871
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,107	84	2,107	84
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,385	55	1,111	44
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	6,111	244	5,823	232
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC要件適用分	-	-	-	-
証券化 非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,870	354	12,547	501
リスク・スルー方式	8,870	354	12,547	501
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
⑧オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,092	403	10,069	402
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	235,101	9,404	267,283	10,691

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「3年以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3年以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
 (オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)
 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数
 5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

●信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

■地域別・業種別・残存期間別

(単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスク エクスポージャー 期末残高		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー区分		2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
	内	外										
国	639,647	656,351	214,914	201,542	205,858	221,788	-	-	-	-	248	155
国	13,942	12,922	-	-	13,942	12,922	-	-	-	-	-	-
地域別合計	653,589	669,273	214,914	201,542	219,801	234,710	-	-	-	-	248	155
製造業	41,104	47,522	10,960	10,779	30,143	36,597	-	-	-	-	18	12
農業、林業	2,318	2,191	2,318	2,191	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	557	514	557	514	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	455	423	455	423	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	27,584	29,120	23,751	23,526	3,832	5,590	-	-	-	-	15	12
電気・ガス・熱供給・水道業	11,044	14,439	3,718	3,179	7,326	11,259	-	-	-	-	-	-
情報通信業	813	1,581	65	63	709	1,510	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	9,386	10,108	5,066	5,491	4,320	4,617	-	-	-	-	3	-
卸売業、小売業	35,883	37,109	24,963	23,867	10,918	13,224	-	-	-	-	14	12
金融業、保険業	250,147	269,740	7,574	7,410	34,830	40,295	-	-	-	-	-	-
不動産業	42,626	41,053	28,350	27,271	14,266	13,770	-	-	-	-	86	45
物品賃貸業	1,270	1,213	1,270	1,213	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	1,332	1,359	1,332	1,359	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	2,478	2,431	2,478	2,426	-	-	-	-	-	-	29	-
飲食業	4,119	3,973	4,114	3,669	-	300	-	-	-	-	13	11
生活関連サービス業、娯楽業	4,849	4,297	4,849	4,297	-	-	-	-	-	-	33	32
教育、学習支援業	533	489	533	489	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	8,864	8,162	8,864	8,161	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス業	12,944	14,232	8,689	8,860	4,220	5,335	-	-	-	-	1	0
国・地方公共団体等	147,519	132,210	38,163	29,919	109,232	102,207	-	-	-	-	-	-
個人	19,321	19,082	19,321	19,082	-	-	-	-	-	-	31	27
その他の他	28,432	28,014	17,514	17,343	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	653,589	669,273	214,914	201,542	219,801	234,710	-	-	-	-	248	155
1年以下	89,924	76,900	25,962	20,456	19,702	10,161	-	-	-	-	-	-
1年超3年以下	117,330	158,214	5,526	4,376	36,804	53,837	-	-	-	-	-	-
3年超5年以下	53,148	39,024	17,987	16,674	35,160	22,349	-	-	-	-	-	-
5年超7年以下	22,508	20,032	9,983	9,430	12,525	10,601	-	-	-	-	-	-
7年超10年以下	58,426	61,257	49,669	48,108	8,756	13,149	-	-	-	-	-	-
10年超	192,505	206,252	87,773	84,664	104,732	121,587	-	-	-	-	-	-
期間の定めのない計	120,744	107,592	18,010	17,831	2,119	3,023	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	653,589	669,273	214,914	201,542	219,801	234,710	-	-	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には投資信託、現金、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

資料編：連結

資料編(連結)

資料編
…
連結

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	-	269,172	-	238,122
10%	-	12,817	-	12,631
20%	7,147	139,683	8,246	168,274
35%	-	4,020	-	3,625
50%	69,544	1,520	79,859	1,458
75%	-	28,574	-	27,004
100%	20,904	88,288	28,005	83,756
150%	-	119	-	75
250%	-	11,796	-	18,213
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	653,589		669,273	

(注)1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

●信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2020年度		2021年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	99	99	314	314
非 上 場 株 式 等	2,211	-	2,211	-

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

●金利リスクに関する事項

連結と単体の計数は同一のため、単体と同じ内容となります。

連結における自己資本の充実の状況の定性的な開示事項

連結の範囲に関する事項

- 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
相違点はありません。
- 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
連結子会社:2社
連結子会社の名称:北信ビジネス株式会社、北信サポート株式会社
主要な業務の内容:北見信用金庫の委託を受けて行う業務
- 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連

法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容

該当ありません。

- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ありません。

- 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

以下の事項は連結と単体は同一ですので、単体の内容となります。

- 自己資本調達手段の概要
- 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- オペレーショナル・リスクに関する事項
- 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 金利リスクに関する事項

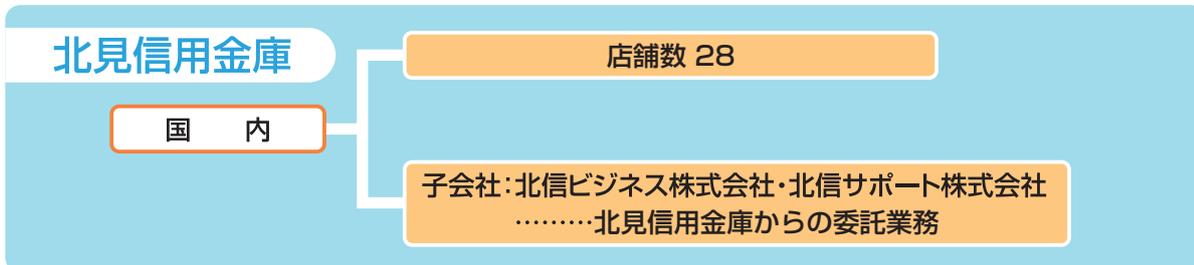
事業の種類別セグメント情報

連結子会社が行う事業は、全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

北見信用金庫グループの主要な事業の概要

北見信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心に金融サービスを提供しております。

事業系統図



子会社

北信ビジネス株式会社	北信サポート株式会社
●所在地／北見市大通東1丁目2番地1	●所在地／北見市大通東1丁目2番地1
北見信用金庫本店内 ☎0157-25-1745	北見信用金庫本店内 ☎0157-25-1741
●資本金／10,000,000円	●資本金／10,000,000円
●当金庫議決権比率／100%	●当金庫議決権比率／100%
●設立年月日／1986年3月19日	●設立年月日／2012年3月23日
●代表取締役／小濱 和幸	●代表取締役／小濱 和幸
●主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務	●主な業務内容／北見信用金庫の委託を受けて行う次の業務
1. 事務処理業務	1. 事務処理業務
(1) 現金等の整理・精査・集金・搬送	(1) 現金等の整理・精査・集金および搬送
(2) 文書等の発送・集配・整理・保管	(2) 文書等の発送・集配・整理および保管
(3) 文書の作成・印刷・製本	(3) 文書の作成・印刷および製本
(4) 物品の調達・管理	(4) 物品の調達および管理
(5) 現金自動預金支払機の保守・管理	(5) 現金自動預金支払機の保守および管理
(6) 貸金にかかわる物的担保の調査・管理	(6) 事務用品および帳票等の管理
2. 動産・不動産の保守管理業務	(7) 伝票、元帳の保管および営業用頒布品等の管理
(1) 店舗の清掃・保守・管理	(8) 預金、貸金、関連業務の端末オペレーションおよび計算業務
(2) 駐車場の運営・管理	(9) 貸金にかかわる物的担保の調査および管理
(3) その他の動産・不動産の保守・管理	2. 広告又は宣伝にかかる業務
3. 職員の福利厚生業務	3. 役員に対する教育又は研修にかかる業務
物資の購入・販売・斡旋	
4. 事務要員の派遣	
5. その他前各号に付帯関連する一切の業務	
	4. 消費者ローンの相談および取次ぎ業務
	5. 動産、不動産の保守管理業務
	(1) 店舗の清掃、保守および管理
	(2) 駐車場の運営および管理
	(3) その他の動産、不動産の保守および管理
	6. 職員の福利厚生業務
	物資の購入、販売および斡旋
	7. 事務要員の派遣
	8. その他前各号に付帯関連する一切の業務

沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容

沿革・歩み・当金庫の主な事業の内容

沿革・歩み

1930 (昭和 5) 年 11 月	野付牛信用組合設立 初代組合長 荻丹米 就任	1998 (平成 10) 年 6 月	理事長 高橋甫 就任	11 月	紋別信用金庫と合併、新 北見信用金庫誕生
1931 (昭和 6) 年 1 月	組合長 伊谷半次郎 就任	1999 (平成 11) 年 3 月	理事長 加藤剛夫 就任	2010 (平成 22) 年 7 月	25年におわたる献血運動推進に 対し「厚生労働大臣表彰」受賞
1942 (昭和 17) 年 6 月	市制施行により北見信用組 合に改組	5 月	オンラインシステムを自営 方式から北海道信金共同 事務センターに移行、運用 開始	2011 (平成 23) 年 3 月	独立行政法人 中小企業 基盤整備機構北海道支部と 「業務連携・協力に関する 覚書」を締結
1946 (昭和 21) 年 5 月	組合長 青木茂重郎 就任	2000 (平成 12) 年 10 月	郵便貯金との ATM 相互接 続開始	6 月	理事長 太布康洋 就任
1950 (昭和 25) 年 8 月	訓子府支店 開設	12 月	しんきんゼロネットサービ スの取扱い開始	11 月	「小さな親切」運動賞受賞
9 月	留辺蘂支店 開設	2001 (平成 13) 年 6 月	保険募集業務開始	2012 (平成 24) 年 8 月	北見市民会館へ搬入を寄贈
1951 (昭和 26) 年 10 月	津別支店 開設	6 月	理事長 池田彰 就任	12 月	認定経営革新等支援機関 の認定取得
10 月	信用金庫法の制定により北 見信用金庫に改組	2002 (平成 14) 年 4 月	投資信託窓販業務開始	2013 (平成 25) 年 2 月	でんさいネット業務取扱開始
11 月	置戸支店 開設	2003 (平成 15) 年 6 月	個人向け国債の窓口販売 開始	2014 (平成 26) 年 3 月	地域密着型金融に関する 取組みへの顕彰受賞
1953 (昭和 28) 年 12 月	温根湯支店 開設	2004 (平成 16) 年 1 月	マルチペイメントネット ワークシステム稼働	5 月	紋別支店 新築移転オープン
1962 (昭和 37) 年 1 月	理事長 滝野啓次郎 就任	2005 (平成 17) 年 1 月	インターネットバンキング 開始	7 月	日本政策金融公庫と提携し、「きたしん農業者支援 ローン」取扱開始
1963 (昭和 38) 年 5 月	理事長 松浦国美 就任	12 月	本店休日営業開始	9 月	北見地区消防組合へ高規 格救急自動車を寄付
1964 (昭和 39) 年 11 月	相内支店 開設	11 月	本店店舗を大通東 1 丁目 2 番地 1 に新築落成	12 月	日本政策金融公庫と創業支援 等に関する新たな「業務提携・ 協力に関する覚書」を締結
1965 (昭和 40) 年 11 月	本店 新築落成	2006 (平成 18) 年 10 月	国立大学法人北見工業大 学との包括連携協定締結	2015 (平成 27) 年 3 月	北洋銀行と債権流動化に 関する業務提携契約締結
1967 (昭和 42) 年 11 月	西支店 開設	11 月	本店店舗を大通東 1 丁目 2 番地 1 に新築落成	2016 (平成 28) 年 3 月	東京農業大学生物産業学 部との包括連携協定締結
1968 (昭和 43) 年 3 月	預金量 100 億円を達成	11 月	生体認証付全自動貸金庫 導入	4 月	北見市と地方創生に関する 連携協定を締結
1969 (昭和 44) 年 11 月	東支店 開設	2007 (平成 19) 年 3 月	当農資金融資「きたしん・ アグリサポート」取扱開始	2017 (平成 29) 年 1 月	商工組合中央金庫と「業務提 携・協力に関する覚書」を締結
1970 (昭和 45) 年 1 月	北海道収納代理金融機関 の業務取扱い開始	5 月	本店ビルが「照明普及賞」 受賞	6 月	理事長 金田充郎 就任
1971 (昭和 46) 年 12 月	日本銀行と当座預金取引 開始	9 月	本店ビルが「北海道ニュー オフィス推進賞(北海道知 事賞)」受賞	2018 (平成 30) 年 2 月	事業継承支援の取組みが 地方創生に資する「特徴的 な取組事例」と認められ、 内閣府より表彰を受ける
1972 (昭和 47) 年 11 月	帯広支店 開設	10 月	本店貸金庫の休日取扱い 開始	2019 (平成 31) 年 1 月	電子決済等代行業者と API 利用に関する契約を締結
11 月	本店営業部 日銀蔵入代理 店業務取扱い開始	2008 (平成 20) 年 6 月	創業資金「きたしん・チャ レンジサポート」取扱開始	2019 (令和 元) 年 11 月	紋別支店 新築移転オープン
1974 (昭和 49) 年 7 月	三輪支店 開設	11 月	ことぶき支店、改築オープン	2020 (令和 2) 年 10 月	旭川支店 新築移転オープン
1975 (昭和 50) 年 10 月	釧路支店 開設	2009 (平成 21) 年 2 月	本店ビルが北海道赤レンガ 建築賞受賞	11 月	創立 90 周年を迎える
1978 (昭和 53) 年 10 月	美幌支店 開設	3 月	紋別信用金庫と合併基本 協定書に調印	2021 (令和 3) 年 6 月	理事長 片山隆文 就任
1979 (昭和 54) 年 9 月	ことぶき支店 開設	10 月	第 1 回北見ハーフマラソン 大会特別協賛	11 月	北海道銀行と ATM 相互無 料提携を開始
1981 (昭和 56) 年 4 月	理事長 青木茂 就任				
9 月	南支店 開設				
10 月	卸町支店 開設				
1982 (昭和 57) 年 10 月	しらかば支店 開設				
12 月	預金量 1,000 億円を達成				
1983 (昭和 58) 年 4 月	理事長 小森芳晴 就任				
6 月	国債の窓口販売開始				
12 月	北見市役所に初の店舗外 ATM 設置				
1984 (昭和 59) 年 9 月	北光支店 開設				
1985 (昭和 60) 年 9 月	端野支店 開設				
1990 (平成 2) 年 10 月	若葉支店 開設				
1991 (平成 3) 年 5 月	両替商業業務取扱い開始				
1992 (平成 4) 年 10 月	常呂支店 開設				
1996 (平成 8) 年 9 月	南大通支店 開設				

当金庫の主な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受け
 - (2) 有価証券((5) に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。) の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) 又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る。)
 - (3) 有価証券の貸付け
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。) の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。) 並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
日本銀行、株式会社日本政策金融公庫等
 - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)
信金中央金庫
 - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - (12) 振替業
 - (13) 両替
 - (14) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。(15)において同じ。) であって信用金庫法施行規則で定めるもの((5) に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - (15) デリバティブ取引(信用金庫法施行規則で定めるものに限る。) の媒介、取次ぎ又は代理
 - (16) 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理((15) に掲げる業務に該当するもの及び信用金庫法施行規則に定めるものを除く。)
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4)より行う業務を除く。)
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(1995年法律第105号)第275条第1項より行う保険募集
 - (2) 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託
 - (3) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (4) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(2001年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - (5) 電子記録債権法(2007年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
 - (6) 確定拠出年金法(2001年法律第88号)より行う業務

法令等で定められた開示項目索引

単 体 (信用金庫法施行規則第132条等における規定)		
開示項目	情報編	資料編
1. 金庫の概況及び組織に関する事項		
(1) 事業の組織	25	
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	25	
(3) 会計監査人の氏名又は名称	25	
(4) 事務所の名称及び所在地	26	
2. 金庫の主要な事業の内容		25
3. 金庫の主要な事業に関する事項		
(1) 直近の事業年度における事業の概況	7	
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		
① 経常収益	7	
② 経常利益又は経常損失	7	
③ 当期純利益又は当期純損失	7	
④ 出資総額及び出資総口数	7	
⑤ 純資産額	7	
⑥ 総資産額	7	
⑦ 預金積金残高	7	
⑧ 貸出金残高	7	
⑨ 有価証券残高	7	
⑩ 単体自己資本比率	7	
⑪ 出資に対する配当金	7	
⑫ 職員数	7	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標		
① 主要な業務の状況を示す指標		
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(除く投資信託解約損益)	6	
イ. 資金運用収支、役員取引等収支及びその他業務収支	6	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	6	
エ. 受取利息及び支払利息の増減	6	
オ. 総資産経常利益率	6	
カ. 総資産当期純利益率	6	
② 預金に関する指標		
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	7	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	7	
③ 貸出金等に関する指標		
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	7	
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	7	
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	7	
エ. 使途別の貸出金残高	8	
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	8	
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	9	
④ 有価証券に関する指標		
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	該当ありません	
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	9	
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	9	
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	9	
4. 金庫の事業の運営に関する事項		
(1) リスク管理体制	4	
(2) 法令遵守の体制	4	
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	11	
(4) 金融ADR制度への対応	5	
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況		
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書		1

(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額		
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10	
② 危険債権	10	
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	10	
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	10	
⑤ 正常債権	10	
(3) 自己資本の充実の状況		
① 自己資本の構成に関する開示事項		12
② 定性的な開示事項		
ア. 自己資本調達手段の概要		12
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要		13
ウ. 信用リスクに関する事項		13
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要		15
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	該当ありません	
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	該当ありません	
キ. オペレーショナル・リスクに関する事項		16
ク. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要		16
ケ. 金利リスクに関する事項		17
③ 定量的な開示事項		
ア. 自己資本の充実度に関する事項		13
イ. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)		14
ウ. 信用リスク削減手法に関する事項		16
エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	該当ありません	
オ. 証券化エクスポージャーに関する事項	該当ありません	
カ. 出資等エクスポージャーに関する事項		16
キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項		17
ク. 金利リスクに関する事項		17
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
① 有価証券		10
② 金銭の信託		11
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引	該当ありません	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額		8
(6) 貸出金償却の額		8
(7) 金庫が信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨		3
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		11
7. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません	

連 結 (信用金庫法施行規則第133条等における規定)

1. 金庫及びその子会社等の概況		18
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項		18
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項		18
4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの		20
5. 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	該当ありません	



北見しんきん



2022年(令和4年)7月
北見信用金庫 総務企画部
〒090-0020 北見市大通東1丁目2番地1
TEL.0157-24-7531
URL:<http://www.shinkin.co.jp/kitami/>